

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画

平成28年度～平成32年度

平成28年3月

沖縄県嘉手納町

目次

第1章 基本的事項	2
1. 計画目的	2
2. 嘉手納町のこれまでの取組	2
2.1 前計画の削減目標	2
2.2 前計画の実績及び達成状況	3
発生源毎の割合	4
2.3 前計画の考察及び本計画に向けての課題	5
考察	5
課題	8
3. 基準年度・計画期間・目標年度	8
4. 計画の範囲	9
5. 対象とする温室効果ガス	9
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	10
1. 基準年度の二酸化炭素排出量	10
2. 排出要因別エネルギー等使用量及び二酸化炭素排出量	10
3. 要因別の排出状況	11
4. 削減目標	11
第3章 具体的な取組	12
1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入	12
2. 施設設備の改善等	12
3. 物品購入等	12
4. その他の取組	13
第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	14
1. 推進体制	14
2. 点検体制	15
3. 進捗状況の公表	15
嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱	16
嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割	19
実行計画推進組織図	21
資料編	22

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものである。

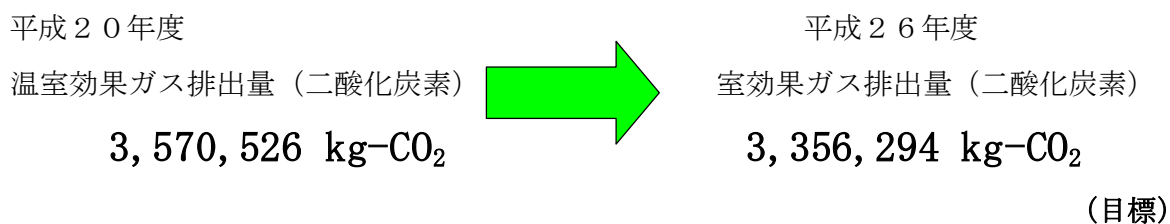
嘉手納町は、「第1次嘉手納町地球温暖化防止実行計画」（以下「前計画」という。）を平成22年3月に策定し、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減に取り組んできた。前計画期間の5年間（平成22年度～平成26年度）が終了したことから、さらなる対策推進のため「第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定する。

嘉手納町が行うすべての事務・事業の実施に当たっては、実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 嘉手納町のこれまでの取組

2.1 前計画の削減目標

平成20年度を基準として、最終年度である平成26年度の二酸化炭素排出量を、6%削減することを目指す。



2.2 前計画の実績及び達成状況

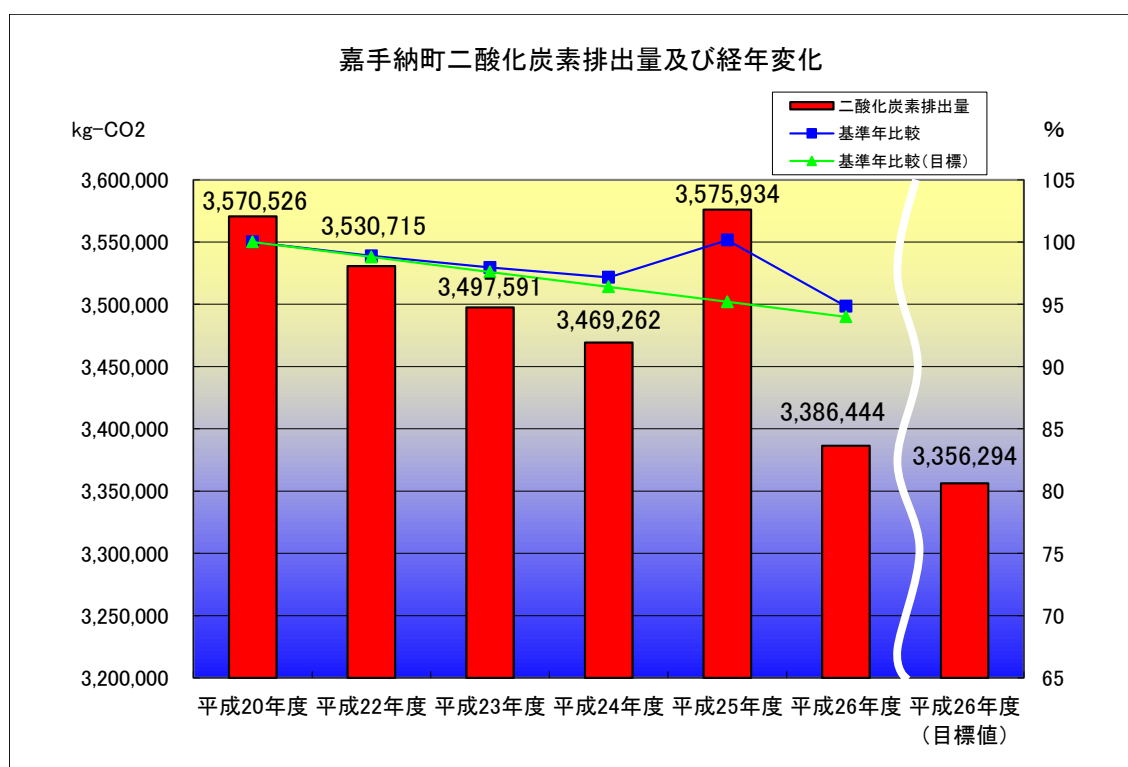
温室効果ガス排出量（二酸化炭素）

平成26年度実績 **3,386,444 kg-CO₂**

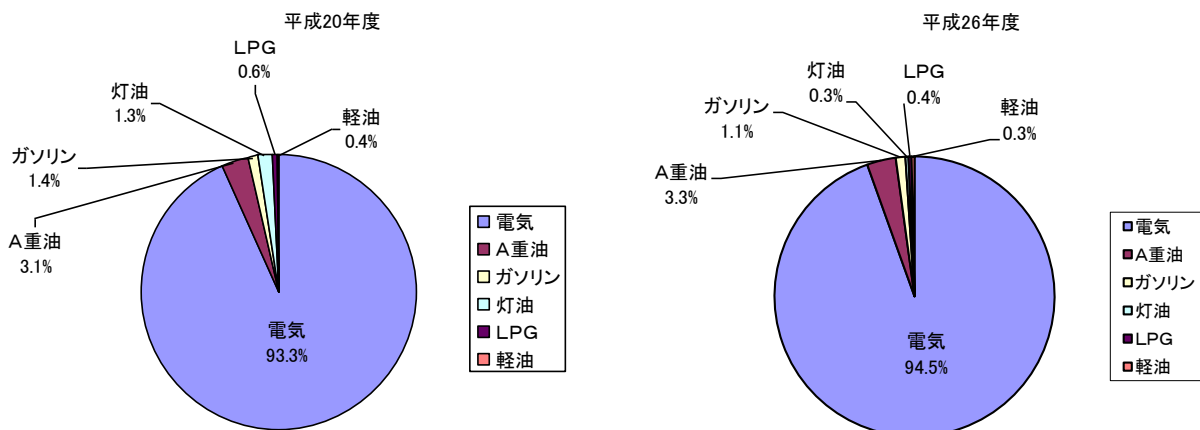
嘉手納町の平成26年度の温室効果ガス排出量は、CO₂で3,386,444kg-CO₂であり、平成20年度実績に対し、約5.2%減少となった。

温室効果ガスの総排出量の経年変化（単位：kg-CO₂）

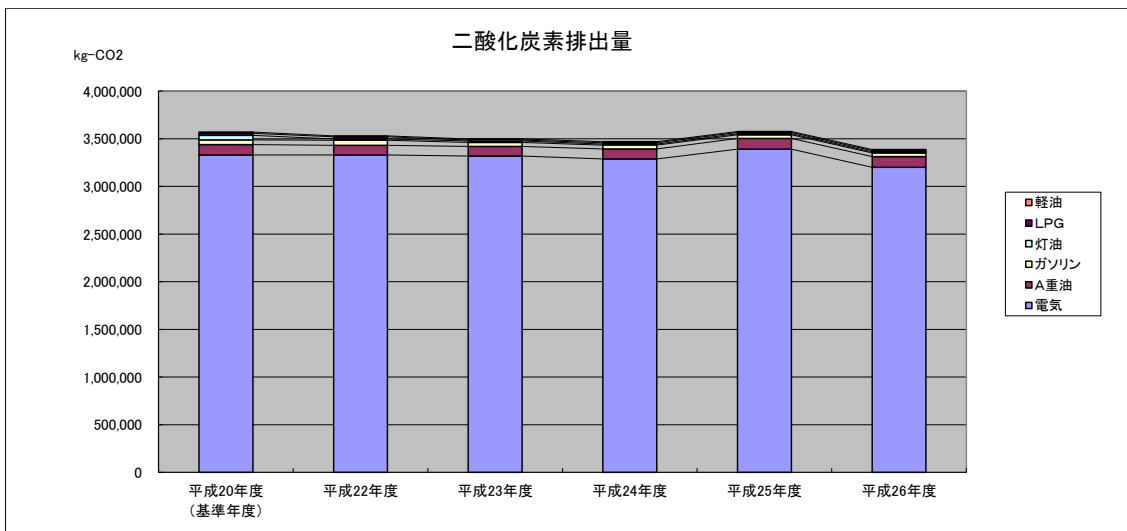
区分	平成20年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度 (目標値)
温室効果ガス (二酸化炭素) 総排出量(kg-CO ₂)	3,570,526	3,530,715	3,497,591	3,469,262	3,575,934	3,386,444	3,356,294
平成20年度比(%)	—	△ 1.1	△ 2.0	△ 2.8	0.2	△ 5.2	△ 6.0



発生源毎の割合



(注) 四捨五入のため、合計値が合わないことがある。



項目別の二酸化炭素排出量の比較

項目	単位	平成20年度(基準年度)		平成26年度		基準年比較 CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)
		使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	
電気	kWh	3,520,204	3,330,113	3,383,368	3,200,666	-129,447
A重油	ℓ	40,350	109,349	41,667	112,918	3,569
灯油	ℓ	19,171	47,737	4,747	11,820	-35,917
LPG	m ³	3,045	20,097	1,814	11,970	-8,127
ガソリン	ℓ	21,140	49,045	16,180	37,537	-11,508
軽油	ℓ	5,498	14,186	4,470	11,533	-2,653
二酸化炭素合計			3,570,526		3,386,444	-184,081

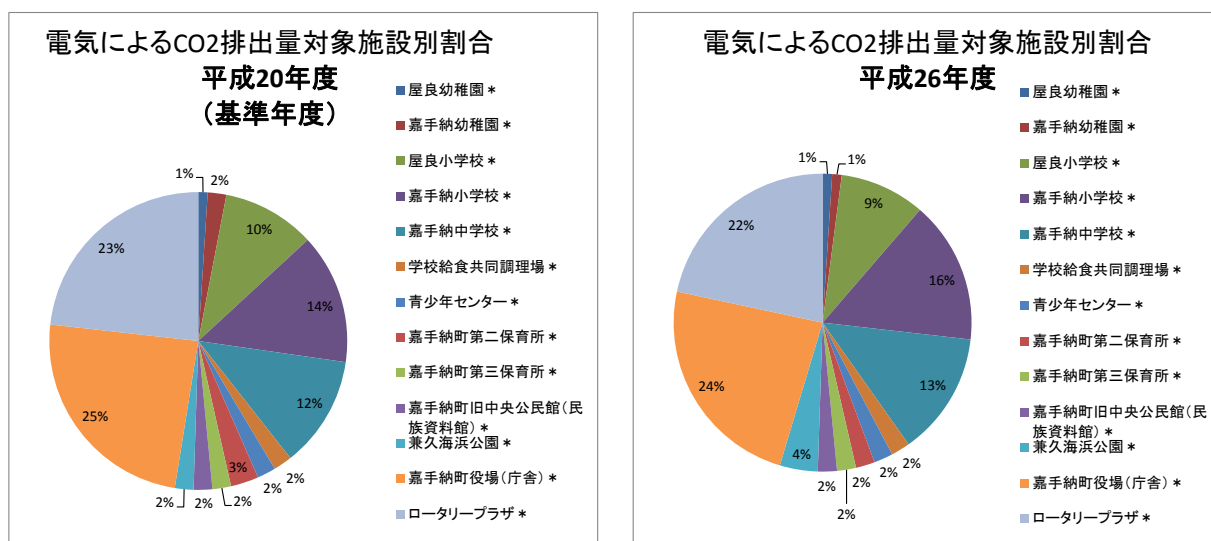
(注) 四捨五入のため、合計値が合わないことがある。

2.3 前計画の考察及び本計画に向けての課題

考察

前計画の最終年度(平成26年度)の温室効果ガス排出量は、3,386,444kg-CO₂であり、平成20年度の基準値3,570,526kg-CO₂に対し、約5.2%減少となっている。目標達成とはならなかったが目標値に近い値まで減少することができた。

効果的に温室効果ガス排出量を削減するためには、最も排出量の多い二酸化炭素発生源である「電気」の使用量が多い小中学校(全体の36%)、嘉手納町役場(本庁)(全体の25%)、ロータリープラザ(全体の23%)で大きく減少させることが必要である。



「電気」の使用料で、基準年度から6%以上減少達成できたのは、嘉手納幼稚園(57%)、屋良幼稚園(87.9%)、ロータリープラザ(88.9%)、嘉手納町第二保育所(91.4%)、屋良小学校(93.7%)、嘉手納町役場(庁舎)(93.7%)となっている。

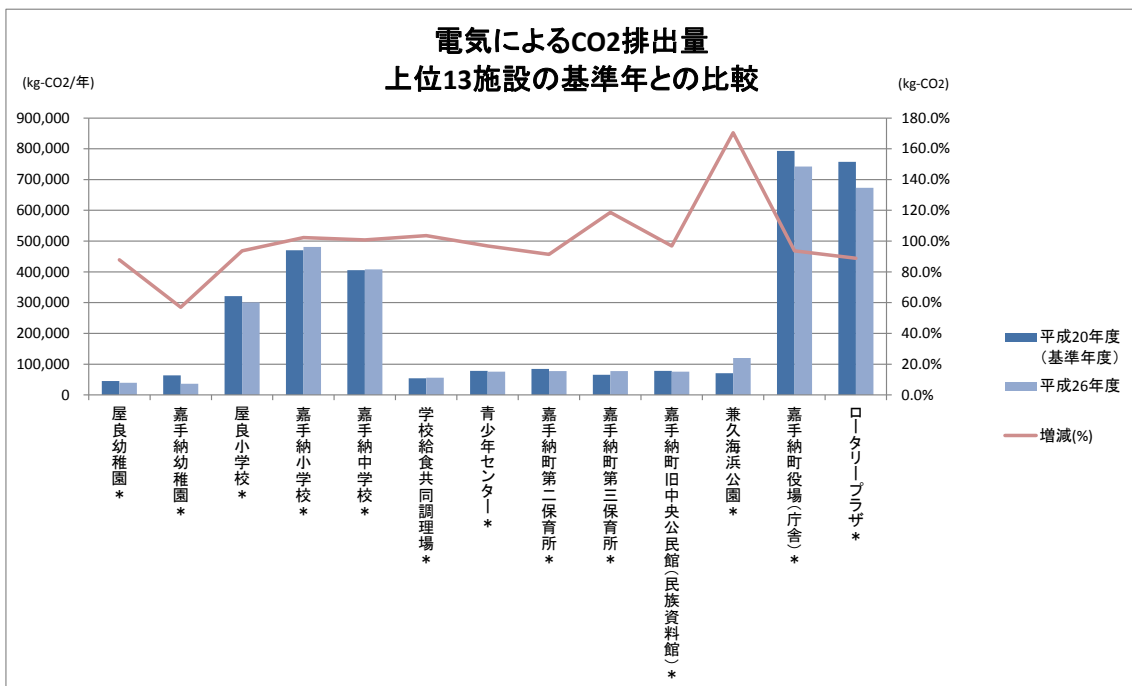
青少年センター(96.9%)、嘉手納町旧中央公民館(民族資料館)(96.9%)は、基準年度から減少したが、6%未満となっている。

嘉手納小学校(102.3%)、嘉手納中学校(100.8%)、学校給食共同調理場(103.6%)は、若干増加しているがほぼ同程度となっている。

兼久海浜公園(170.4%)、嘉手納町第三保育所(118.6%)は大きく増加している。

これらのことから、兼久海浜公園、嘉手納町第三保育所で増加があったものの、ロータリープラザや嘉手納町役場(庁舎)の減少が大きく結果として基準年度から約5.2%減少することができたと考える。

	施設名	平成20年度 (基準年度)	平成26年度	基準年比較 (差分)	増減(%)	達成状況
1	屋良幼稚園*	45,188	39,707	-5,480	87.9%	○
3	嘉手納幼稚園*	63,477	36,160	-27,317	57.0%	○
4	屋良小学校*	321,186	300,950	-20,236	93.7%	○
5	嘉手納小学校*	470,200	481,159	10,959	102.3%	×
6	嘉手納中学校*	405,332	408,382	3,050	100.8%	×
7	学校給食共同調理場*	54,166	56,100	1,934	103.6%	×
9	青少年センター*	78,184	75,740	-2,444	96.9%	×
10	嘉手納町第二保育所*	84,829	77,528	-7,300	91.4%	○
11	嘉手納町第三保育所*	65,417	77,605	12,188	118.6%	×
31	嘉手納町旧中央公民館(民族資料館)*	78,184	75,740	-2,444	96.9%	×
58	兼久海浜公園*	70,274	119,781	49,507	170.4%	×
65	嘉手納町役場(庁舎)*	792,818	742,503	-50,315	93.7%	○
66	ロータリープラザ*	757,590	673,457	-84,133	88.9%	○

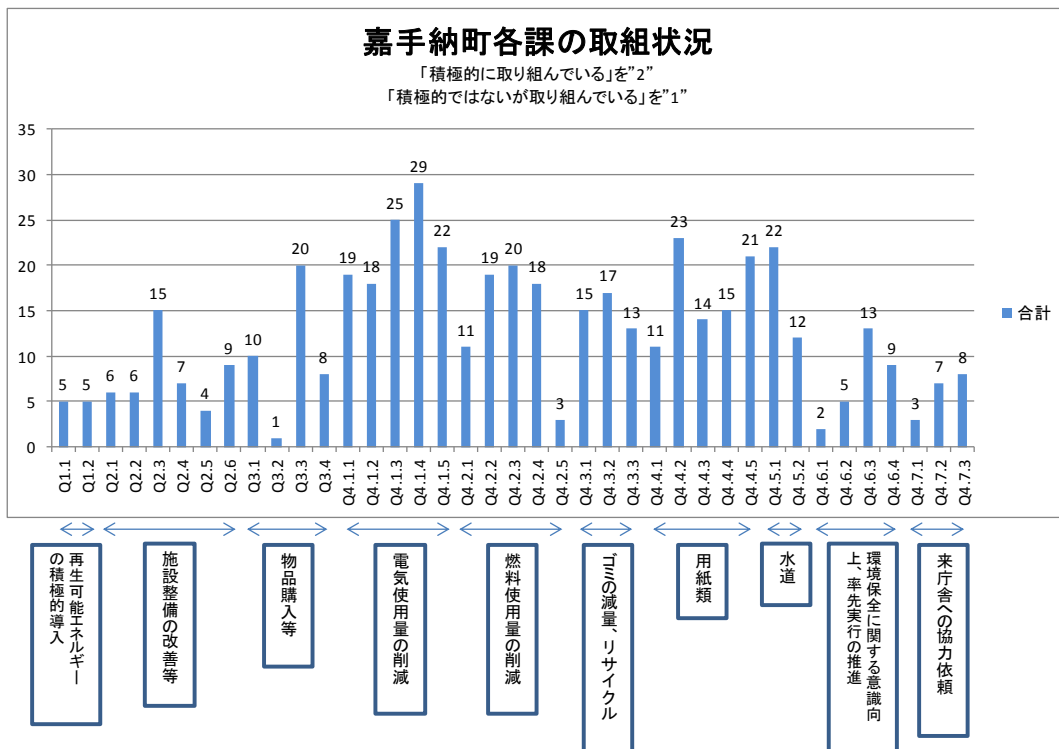


屋良幼稚園、嘉手納幼稚園、屋良小学校やロータリープラザが減少している理由としては、幼稚園、小中学校を管理する教育指導課や教育総務課、ロータリープラザを管理する社会教育課（中央公民館）が“電気使用量の削減”に取り組んだ成果が現われていると考える。

嘉手納町役場（庁舎）についても、各課が“電気使用量の削減”に取り組んだ成果が現われていると考える。（嘉手納町各課の取組状況参照）

兼久海浜公園が増加している理由としては、平成24年度からウォーターガーデンを設置し、そのポンプ稼働による電気使用量が増加したためと考える。

嘉手納町第三保育所が増加している理由としては、調理機器をガスから電気（電磁調理機器）に換えたことが原因の可能性があると考える。



※Q1.1～Q4.7.3については、第1次嘉手納町地球温暖化防止実行計画「第3章 具体的な取組」参照

取組の多かった5項目

退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する	電気使用量の削減
昼休みや時間外及びトイレ、給湯室棟に利用者がいない場合など、不必要箇所の消灯を行う	電気使用量の削減
両面印刷、裏面コピー、縮小コピーを徹底し、用紙の削減に努める	用紙類
OA機器等の電源をこまめに切るように努める	電気使用量の削減
日常的に節水を心がける	水道

課題

最も排出量の多い二酸化炭素発生源である「電気」の使用量の比較的多い小中学校、嘉手納町役場（本庁）、ロータリープラザで電気使用量の削減を行えば効果的な削減となるため、小中学校、嘉手納町役場（本庁）、ロータリープラザで職員及び施設利用者全員の電気使用量の削減意識を向上させ、削減に向けての取組の普及・啓発を推進すればさらなる削減が可能と考える。

また、今回二酸化炭素排出量が増加した兼久海浜公園は、“ウォーターガーデンのポンプ使用時間を抑えることが可能か”という観点で電気使用量の削減意識を向上させて検討する必要があると考える。

嘉手納町第三保育所について、電磁調理機器を使用することで電気使用量が増加することを認識させ、それ以外の電気機器による電気使用量の削減意識を向上させ、削減に向けての取組をする必要があると考える。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

実行計画の基準年度を平成26年度とし、計画期間を平成28年度～平成32年度までの5年間とする。目標年度については、平成32年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

4. 計画の範囲

実行計画の範囲は、嘉手納町が行うすべての事務・事業及び管理施設等とする。

ただし、温室効果ガス排出量の基準値や経年変化の値において、算定の対象となる施設(以下「算定対象施設」という。)は下記の施設とする。

嘉手納町が行うすべての事務・事業及び管理施設等以外の公共施設・公共組織等に対しても、可能な限り実行計画の趣旨に沿った取組を実践するように要請する。

(算定対象施設一覧：23 施設)

施設名	施設名
嘉手納町役場(庁舎)	屋良幼稚園
嘉手納幼稚園	屋良小学校
嘉手納小学校	嘉手納中学校
学校給食共同調理場	嘉手納町第二保育所
嘉手納町第三保育所	嘉手納町食料品加工センター
嘉手納町リサイクルセンター	嘉手納町葬斎場
嘉手納町旧中央公民館	ロータリープラザ
ロータリー広場	野國總管公園
水釜公園	屋良城跡公園
嘉手納公園	兼久海浜公園
ちびっこ広場	屋良ふれあいパーク
あしびなあ	

5. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、7種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

嘉手納町の事務・事業における基準年度（平成26年度）の二酸化炭素総排出量は、3,019,907kg-CO₂である。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	3,019,907kg-CO ₂

2. 排出要因別エネルギー等使用量及び二酸化炭素排出量

(基準年度：平成26年度)

項 目	単位	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	排出割合 (%)
電 気	kWh	3,303,305	2,834,236	93.9
A重油	ℓ	41,667	112,918	3.7
ガソリン	ℓ	16,180	37,538	1.2
L P G	m ³	1,814	11,864	0.4
灯油	ℓ	4,747	11,820	0.4
軽油	ℓ	4,470	11,533	0.4
二酸化炭素合計			3,019,909	

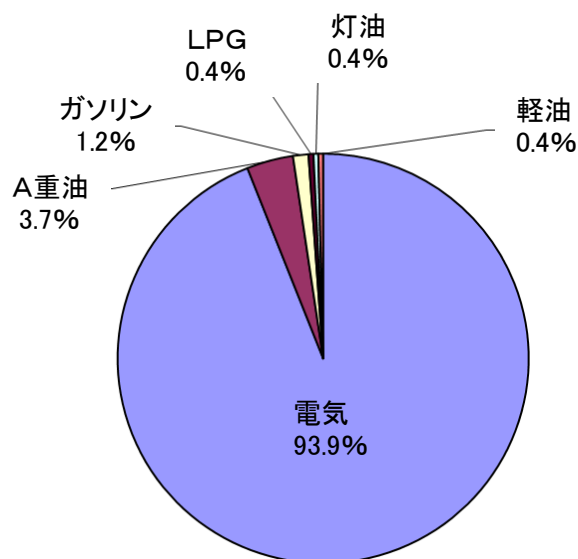
(注) 四捨五入のため、合計値が合わないことがある。

※排出係数 電 気：0.858kg-CO₂/kWh A重油：2.71t-CO₂/kl
 ガソリン：2.32t-CO₂/kl L P G：6.54kg-CO₂/m³
 灯 油：2.49t-CO₂/kl 軽 油：2.58t-CO₂/kl、

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.0 (環境省、経済産業省 平成27年5月)

3. 要因別の排出状況

基準年度である平成26年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の93.9%を占め、次いでA重油の使用が3.7%、ガソリンの使用が1.2%、LPGの使用が0.4%、灯油の使用が0.4%、軽油の使用が0.4%となっている。



(注) 四捨五入のため、合計値が合わないことがある。

4. 削減目標

平成26年度を基準年度として、計画期間の最終年度である平成32年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 平成26年度	削減目標	目標年度排出量 平成32年度
二酸化炭素 (CO ₂)	3,019,907kg-CO ₂	5%	2,868,911kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・太陽光発電システム等を、既存の公共施設等への順次導入に努め、新設する公共施設等においてもその導入に努める。
- ・太陽光発電システムや、その他の再生可能エネルギーの導入については、補助金等を積極的に活用する。

2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラスを導入する。
- ・既存の公共施設及び防犯灯・街路灯の高効率照明（LED照明）等への切替え及び、新設する公共施設等においても高効率照明等の導入に取り組む。
- ・公共施設の緑化を推進する。
- ・雨水の有効利用に配慮した構造とする。
- ・省エネルギー型設備を積極的に導入する。

3. 物品購入等

- ・公用車の購入の際に、低公害な小型車や低燃費車、ハイブリット自動車等の導入を図る。
- ・電気製品等の購入、レンタルの際には、環境負荷の少ないもの（省エネルギータイプ）の購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・冷房温度の適正管理を行う。
- ・効果的・計画的な事務処理に努め、残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みや時間外及びトイレ、給湯室等に利用者がいない場合など、不必要箇所の消灯を行う。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

②燃料使用量の削減

- ・エコドライブの周知を図る（資料編エコドライブ10のすすめ参照）。
- ・公用車の急発進、急加速をしない。
- ・公用車を適正に整備・管理し、車を離れるときはエンジンを切り、無駄なアイドリングを控え排気ガスの削減に努める。
- ・カーエアコンについては、適切な温度設定を行う。
- ・ボイラー(設置施設)の適正運転を維持する。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・コピー用紙等の購入量の抑制を図る。
- ・両面印刷、裏面コピー、縮小コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・会議用資料や事務手続きの一層の簡素化を図る。
- ・使用済み封筒の再使用など、封筒の使用の合理化を図る。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。

- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・家庭においても、環境に配慮した生活を目指す(資料編家庭でできる温暖化対策参照)。

⑦来庁者への協力依頼等

- ・庁舎構内では、車両のアイドリング・ストップについて協力を求める。
- ・庁舎内の照明、室温調整、廃棄物の分別回収、階段の利用等への理解と協力を求める。
- ・その他、本計画の取組について周知を図る。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

嘉手納町は、「嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱」により、「推進本部」「推進部会」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

計画の推進体制は「実行計画推進組織図」の通りである。

(1) 推進本部

嘉手納町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、課長等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進部会

推進部会は本部長に指名された職員で構成する。

実行の評価・実施状況の課題・解決策の抽出等を行う。

(3) 推進担当者 (エコリーダー)

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と連携し、計画の総合的な推進を図る。

(4) 事務局

事務局を産業環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

点検体制は、「嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割」により、「事務局」は、「推進担当者」をとおし、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行う。さらに、点検評価を踏まえて「推進本部」において見直しの検討、取組方針の決定を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回嘉手納町広報誌やホームページ等により公表する。

嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3第1項に基づき、嘉手納町地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）の策定等を行うため、嘉手納町地球温暖化防止推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の推進及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部の会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 本部は、その所掌事項を遂行するため、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(推進部会)

第6条 本部に第2条に規定する事項の調査、研究等をさせるため、推進部会を置くことができる。

- 2 推進部会は、課長及び主幹のうちから本部長が指名する者をもって組織する。

- 3 推進部会に部会長を置き、当該推進部会に属する者のうちから本部長が指名する。
- 4 推進部会に副部会長を置き、当該推進部会に属する者のうちから部会長が指名する。
- 5 推進部会は、実行計画に基づく削減状況等の点検を行い、本部に報告しなければならない。

(準用規定)

第7条 第4条及び第5条の規定は、推進部会について準用する。この場合において、これらの規定中「本部長」とあるのは「部会長」と、「本部」とあるのは「推進部会」と、「副本部長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「推進部会に属する者」と読み替えるものとする。

(エコリーダー)

- 第8条 各課に推進担当者としてエコリーダーを置くこととし、各課等の長をもって充てる。
- 2 エコリーダーは、各課等において実行計画に基づく取組に際して、中心的な役割を担うものとし、実行計画への取組を率先して行わなければならない。
 - 3 エコリーダーは、所属課内における実行計画の周知徹底に努めると共に、所属職員の意識啓発を推進しなければならない。
 - 4 エコリーダーは、実行計画の取組状況について実績調査や取組状況の点検評価等を行い、その結果について前条に規定する推進部会へ報告しなければならない。

(庶務)

第9条 本部及び推進部会の庶務は、建設部産業環境課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成26年6月2日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長
会計管理者
都市建設課長
総務課長
子ども家庭課長
教育総務課長

嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割

嘉手納町役場全体が、嘉手納町地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）に基づく行動等について、主体的・積極的に取り組み、温室効果ガスの削減に取り組んでいくことを方針とし、同取組の推進にあたっての役割等については、『嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱』に基づき以下のとおりとする。

① 本部長

本部長は町長とし、実行計画の推進・点検・評価を統括し、同計画の基本事項や必要事項について決定及び変更等を行うと共に、実行計画の実施に基づく活動の実施状況や温室効果ガスの排出量について公表等を行う。

② 嘉手納町地球温暖化防止推進本部

嘉手納町地球温暖化防止推進本部（以下「推進本部」という。）は、町長を本部長とし、副町長を副本部長、各課長等を委員として構成する。

推進本部では、実行計画の決定や変更等について協議を行うと共に、計画推進にあたっての取組方針等の決定・指示を行う。実行計画に基づく実施状況や温室効果ガスの排出量の公表内容について確認をする。

必要に応じて、各課・各施設の実施状況や検討事項について審議させる機関として推進部会を立ち上げることができる。

③ 事務局

産業環境課が担う。実施状況の把握、各種データ等のとりまとめを行う。各課長等（エコリーダー）から実施状況の確認やヒアリング等を行い、実施における課題及び解決策等を検討し、その内容を推進本部または推進部会へ諮る。事務局は、推進本部の方針を受け、エコリーダー及び職員に対して指導や情報提供等を行う。

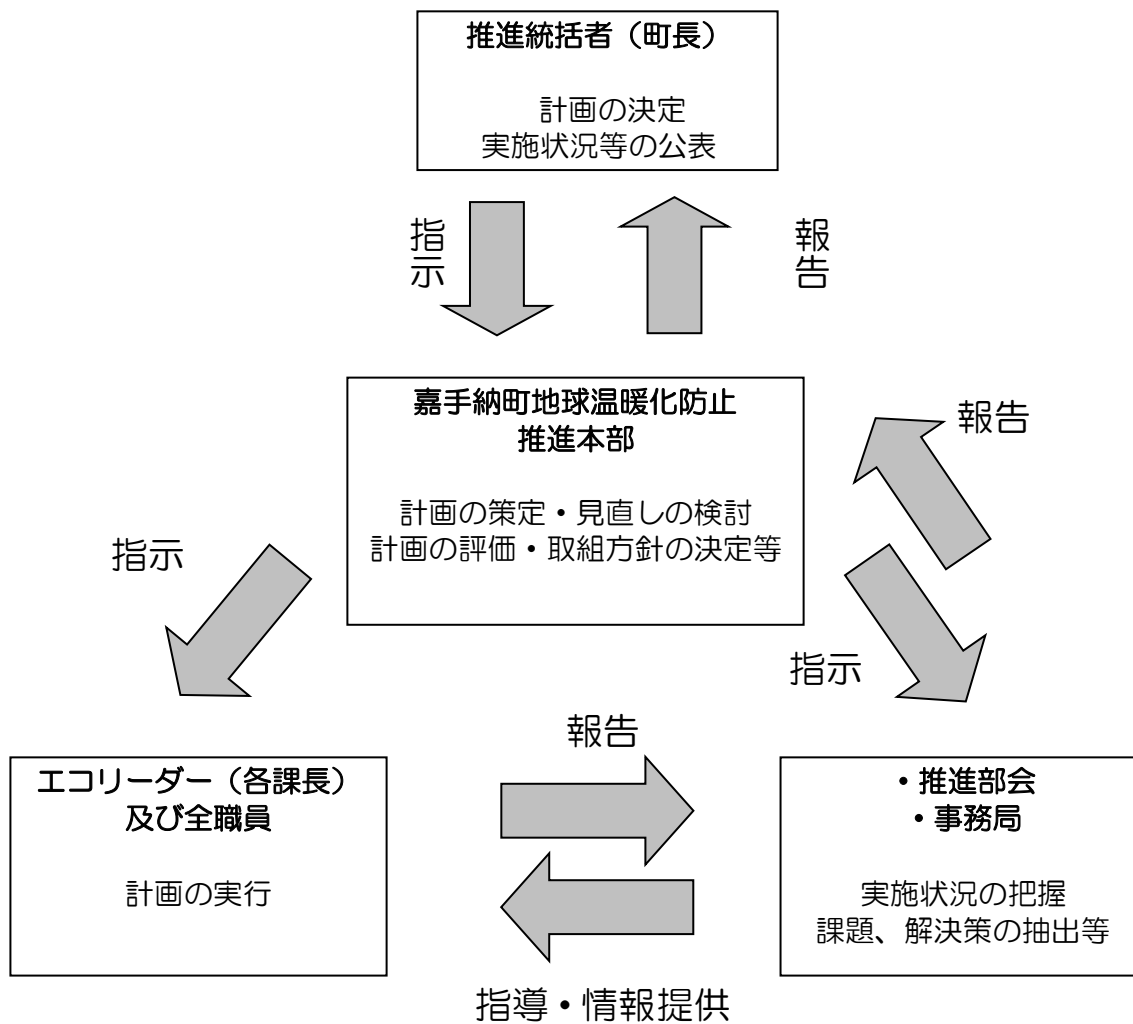
④ 推進部会

推進部会は本部長に指名された職員で構成し、実行計画の検討、実施状況の確認や意見交換を行い、実施における課題及び解決策等を検討し、その結果を推進本部へ報告する。

⑤ エコリーダー及び職員

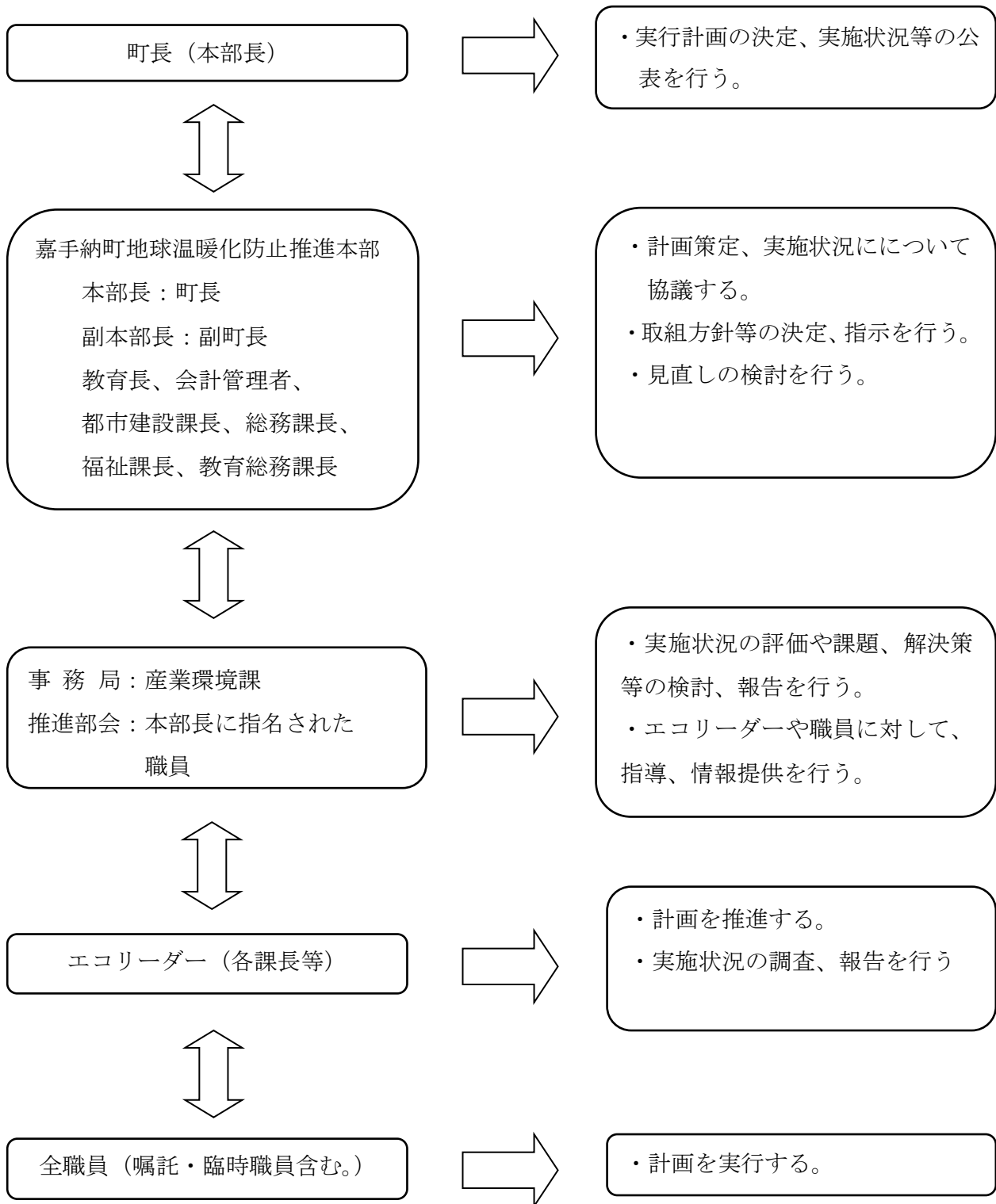
推進担当者であるエコリーダーは、各所属課の課長等とし、実行計画の推進を図ると共に、実施状況等を事務局に報告を行うものとする。

また職員は、エコリーダーへの協力を行うと共に、実行計画の目標達成に向けて、主体的・積極的な取組を行う。



- 計画
 - ・推進本部は計画の策定、取組方針の決定等を行う。
 - ・本部長は計画の決定及び変更を行い、全職員に対して実行の指示を行う。
- 計画の実施
 - ・職員が目標達成に向けた主体的・積極的な行動をとる。
 - ・各課のエコリーダーは、実施状況等を報告書にまとめ、推進部会に報告する。
- 評価
 - ・事務局又は推進部会は、エコリーダーの報告等から実施状況を把握し、課題及び解決策の検討結果等を推進本部に報告する。
- 見直し
 - ・推進本部は、事務局等の報告・提案等を審議し、取組の改善、見直し等を行う。
 - ・実施状況から目標達成が困難であると認められる場合、外部機関の診断等の実施を取り入れるなど、課題の解決に努める。

実行計画推進組織図



資料編

1. 表 1-1	施設別電気使用量（平成 28 年度～平成 32 年度）	23
2. 表 1-2	施設別電気使用量の基準年との比較結果（平成 28 年度～平成 32 年度）	26
3. 図 1-1	施設別電気使用量と経年変化（平成 28 年度～平成 32 年度）	28
4. 図 1-2	施設別電気使用量と経年変化(1/2)（平成 28 年度～平成 32 年度）	29
5. 図 1-3	施設別電気使用量と経年変化(2/2)（平成 28 年度～平成 32 年度）	30
6. 図 1-4	施設別電気使用量と経年変化(140,000kWh/年以下) （平成 28 年度～平成 32 年度）	31
7. 図 1-5	算定対象施設別電気使用量と経年変化（平成 28 年度～平成 32 年度）	32
8. 表 2-1	嘉手納町課別化石燃料使用量（平成 28 年度～平成 32 年度）	33
9. 図 2-1	課別ガソリン使用量と経年変化（平成 28 年度～平成 32 年度）	34
10. 図 2-2	課別軽油使用量と経年変化（平成 28 年度～平成 32 年度）	35
11. 図 2-3	課別灯油使用量と経年変化（平成 28 年度～平成 32 年度）	36
12. 図 2-4	課別A重油使用量と経年変化（平成 28 年度～平成 32 年度）	37
13. 図 2-5	課別LPG使用量と経年変化（平成 28 年度～平成 32 年度）	38
14. 表 3-1	嘉手納町対象組織及び施設の要因別の二酸化炭素排出量 （平成 28 年度～平成 32 年度）	39
15. 図 3-1	嘉手納町対象組織及び施設の要因別の排出状況 （平成 28 年度～平成 32 年度）	40
16. 図 3-2	嘉手納町対象組織及び施設の要因別の二酸化炭素排出量と経年変化 （平成 28 年度～平成 32 年度）	41
17. エコドライブ 10 のすすめ		42
18. 家庭でできる温暖化対策		44
19. Fun to Share		46
20. 環境関連用語集		48

表1-1 施設別電気使用量（平成28年度～平成32年度）

（単位：kWh/年）

	施設名	契約種別	平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	屋良幼稚園	20従量	10,903					
2		40低圧	31,071					
3	嘉手納幼稚園	30業務用	38,224					
4	屋良小学校	30業務用	318,129					
5	嘉手納小学校	30業務用	508,625					
6	嘉手納中学校	30業務用	431,693					
7	学校給食共同調理場	20従量	22,523					
8		40低圧	36,779					
9	嘉手納町第二保育所	30業務用	81,954					
10	嘉手納町第三保育所	30業務用	82,035					
11	嘉手納町総合福祉センター	30業務用	370,460					
12		90深夜A	1,012					
13	比謝川行政事務所組合	50高圧A	130,115					
14		60高圧B	2,642,142					
15	嘉手納町リサイクルセンター	20従量	772					
16		40低圧	6					
17	嘉手納町葬斎場	20従量	2,067					
18		40低圧	1,531					
19	商工業等研修施設	20従量	19,902					
20		40低圧	21,243					
21	道の駅「かでな」	30業務用	340,261					
22	漁業用施設	20従量	14,943					
23		40低圧	22,296					
24	出荷施設	20従量	1,113					
25		40低圧	4,444					
26	嘉手納町食料品加工センター	20従量	5,420					
27		40低圧	1,480					
28	嘉手納町町民の家	20従量	6,534					
29		40低圧	2,365					
30	嘉手納町旧中央公民館（民族資料館）	30業務用	80,063					
31	嘉手納地区学習共用施設・児童館	30業務用	48,123					
32	屋良地区体育館・図書館	20従量	15,930					
33		40低圧	10,595					
34	嘉手納町球場	30業務用	60,295					

35	嘉手納町兼久体育館	20従量	29,378					
36	嘉手納町スポーツドーム	30業務用	135,702					
37	嘉手納町陸上競技場	30業務用	47,154					
38	嘉手納町マルチメディアセンター	30業務用	545,169					
39	野国総官公園	20従量	2,610					
40	屋良城址公園	21公街灯B	9,329					
41		40低圧	205					
42	東区コミュニティーセンター	20従量	13,096					
43		40低圧	11,130					
44	中央区コミュニティーセンター	20従量	21,473					
45		40低圧	2,167					
46	北区コミュニティーセンター	20従量	1,196					
47		20従量	5,033					
48		40低圧	6,729					
49	南区コミュニティーセンター	20従量	6,283					
50		40低圧	11,800					
51	西区コミュニティーセンター	20従量	10,686					
52		40低圧	8,989					
53	西浜区コミュニティーセンター	20従量	7,817					
54		40低圧	8,347					
55	水釜公園	20従量	3,336					
56	兼久海浜公園	3001業務用・実量制	126,618					
57	嘉手納公園	21公街灯B	1,069					
58	屋良ふれあいパーク	21公街灯B	7,076					
59	ちびっこ広場	20従量	447					
60	あしびなあ	20従量	1,026					
61	ロータリー広場	20従量	1,527					
62		40低圧	0					
63	嘉手納町役場(庁舎)	30業務用	784,887					
64	ロータリープラザ	30業務用	711,900					
65	ニライ消防本部	30業務用	364,346					
66	街路灯まとめ		26,940					
対象施設			3,303,305	0	0	0	0	0
合計			8,278,513	0	0	0	0	0

■ は、算定対象施設(23施設)です。

①算定対象施設の電気使用量とCO₂排出量（23施設）

項目	平成26年度 (基準値)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
電気使用量(kWh/年)	3,303,305	0	0	0	0	0
CO ₂ 使用量(kg-CO ₂ /年)	2,834,236	0	0	0	0	0

②全施設の電気使用量とCO₂排出量

項目	平成26年度 (基準値)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
電気使用量(kWh/年)	8,278,513	0	0	0	0	0
CO ₂ 使用量(kg-CO ₂ /年)	7,102,964	0	0	0	0	0

排出係数に関して、基準年（平成26年度）の沖縄電力の値は0.858kg-CO₂/kWhである。各年度の比較が容易に出来るように、この値を毎年度使用する。算出された数値は、小数点第1位四捨五入とする。

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer4.0（環境省、経済産業省 平成27年5月）

表1-2 施設別電気使用量の基準年との比較結果（平成28年度～平成32年度）

	施設名	契約種別	平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	屋良幼稚園	20従量	10,903	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
2		40低圧	31,071	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
3	嘉手納幼稚園	30業務用	38,224	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
4	屋良小学校	30業務用	318,129	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
5	嘉手納小学校	30業務用	508,625	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
6	嘉手納中学校	30業務用	431,693	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
7	学校給食共同調理場	20従量	22,523	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
8		40低圧	36,779	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
9	嘉手納町第二保育所	30業務用	81,954	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
10	嘉手納町第三保育所	30業務用	82,035	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
11	嘉手納町総合福祉センター	30業務用	370,460	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
12		90深夜A	1,012	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
13	比謝川行政事務所組合	50高圧A	130,115	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
14		60高圧B	2,642,142	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
15	嘉手納町リサイクルセンター	20従量	772	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
16		40低圧	6	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
17	嘉手納町葬斎場	20従量	2,067	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
18		40低圧	1,531	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
19	商工業等研修施設	20従量	19,902	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
20		40低圧	21,243	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
21	道の駅「かでな」	30業務用	340,261	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
22	漁業用施設	20従量	14,943	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
23		40低圧	22,296	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
24	出荷施設	20従量	1,113	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
25		40低圧	4,444	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
26	嘉手納町食料品加工センター	20従量	5,420	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
27		40低圧	1,480	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
28	嘉手納町町民の家	20従量	6,534	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
29		40低圧	2,365	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
30	嘉手納町旧中央公民館(民族資料館)	30業務用	80,063	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
31	嘉手納地区学習共用施設・児童館	30業務用	48,123	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
32	屋良地区体育館・図書館	20従量	15,930	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
33		40低圧	10,595	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
34	嘉手納町球場	30業務用	60,295	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

35	嘉手納町兼久体育館	20従量	29,378		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
36	嘉手納町スポーツドーム	30業務用	135,702		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
37	嘉手納町陸上競技場	30業務用	47,154		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
38	嘉手納町マルチメディアセンター	30業務用	545,169		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
39	野国総官公園	20従量	2,610		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
40	屋良城址公園	21公街灯B	9,329		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
41		40低圧	205		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
42	東区コミュニティーセンター	20従量	13,096		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
43		40低圧	11,130		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
44	中央区コミュニティーセンター	20従量	21,473		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
45		40低圧	2,167		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
46	北区コミュニティーセンター	20従量	1,196		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
47		20従量	5,033		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
48	南区コミュニティーセンター	40低圧	6,729		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
49		20従量	6,283		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
50	西区コミュニティーセンター	40低圧	11,800		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
51		20従量	10,686		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
52	西浜区コミュニティーセンター	40低圧	8,989		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
53		20従量	7,817		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
54	水釜公園	40低圧	8,347		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
55		20従量	3,336		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
56	兼久海浜公園	3001業務用・実量制	126,618		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
57	嘉手納公園	21公街灯B	1,069		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
58	屋良ふれあいパーク	21公街灯B	7,076		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
59	ちびっこ広場	20従量	447		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
60	あしびなあ	20従量	1,026		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
61	ロータリー広場	20従量	1,527		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
62		40低圧	0		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
63	嘉手納町役場(庁舎)	30業務用	784,887		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
64	ロータリープラザ	30業務用	711,900		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
65	ニライ消防本部	30業務用	364,346		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
66	街路灯まとめ		26,940		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
対象施設			3,303,305		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
合計			8,278,513		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%

は、算定対象施設(23施設)です。

図 1-1 施設別電気使用量と経年変化（平成28年度～平成32年度）

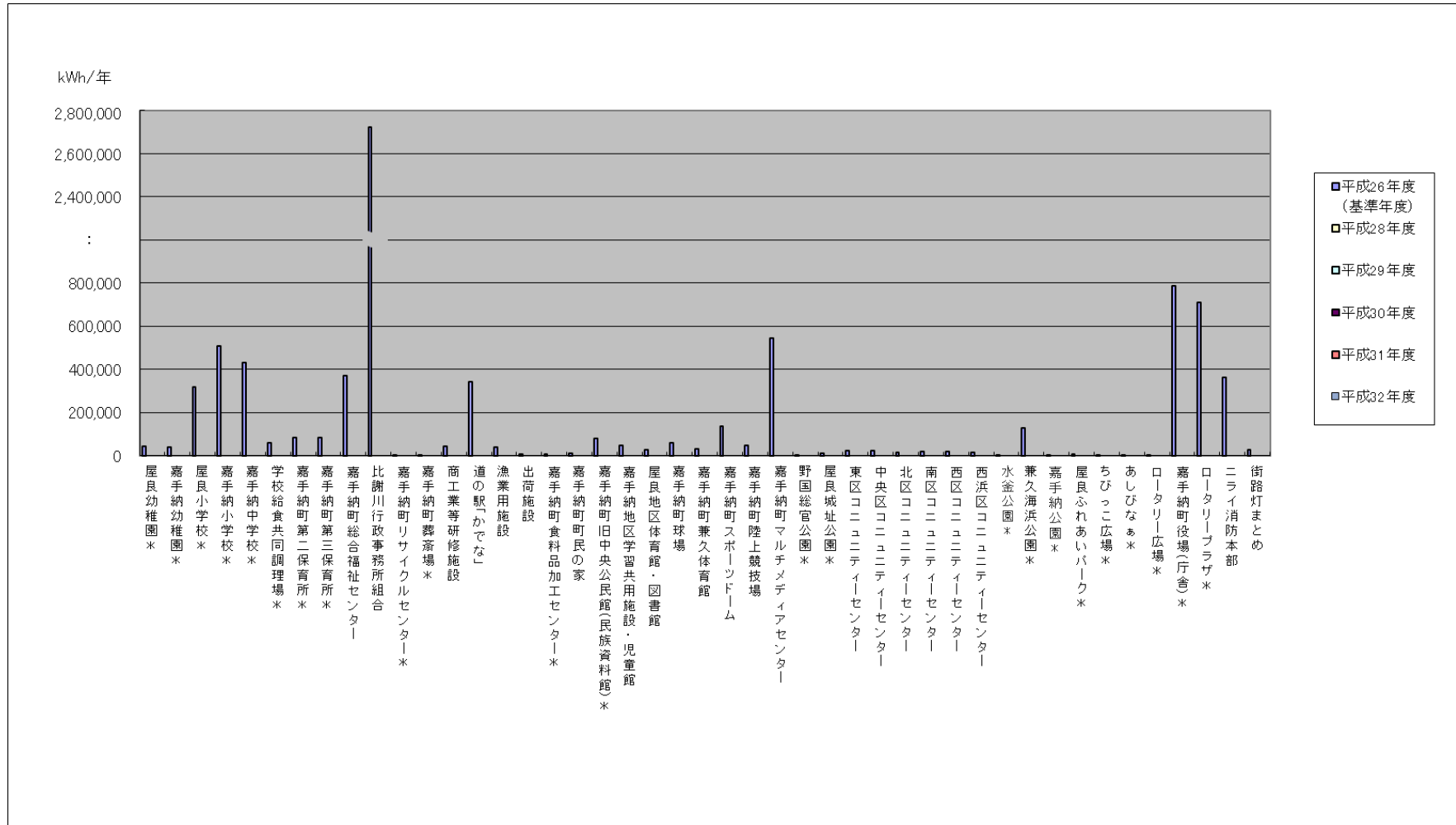


図 1-2 施設別電気使用量と経年変化(1/2) (平成28年度～平成32年度)

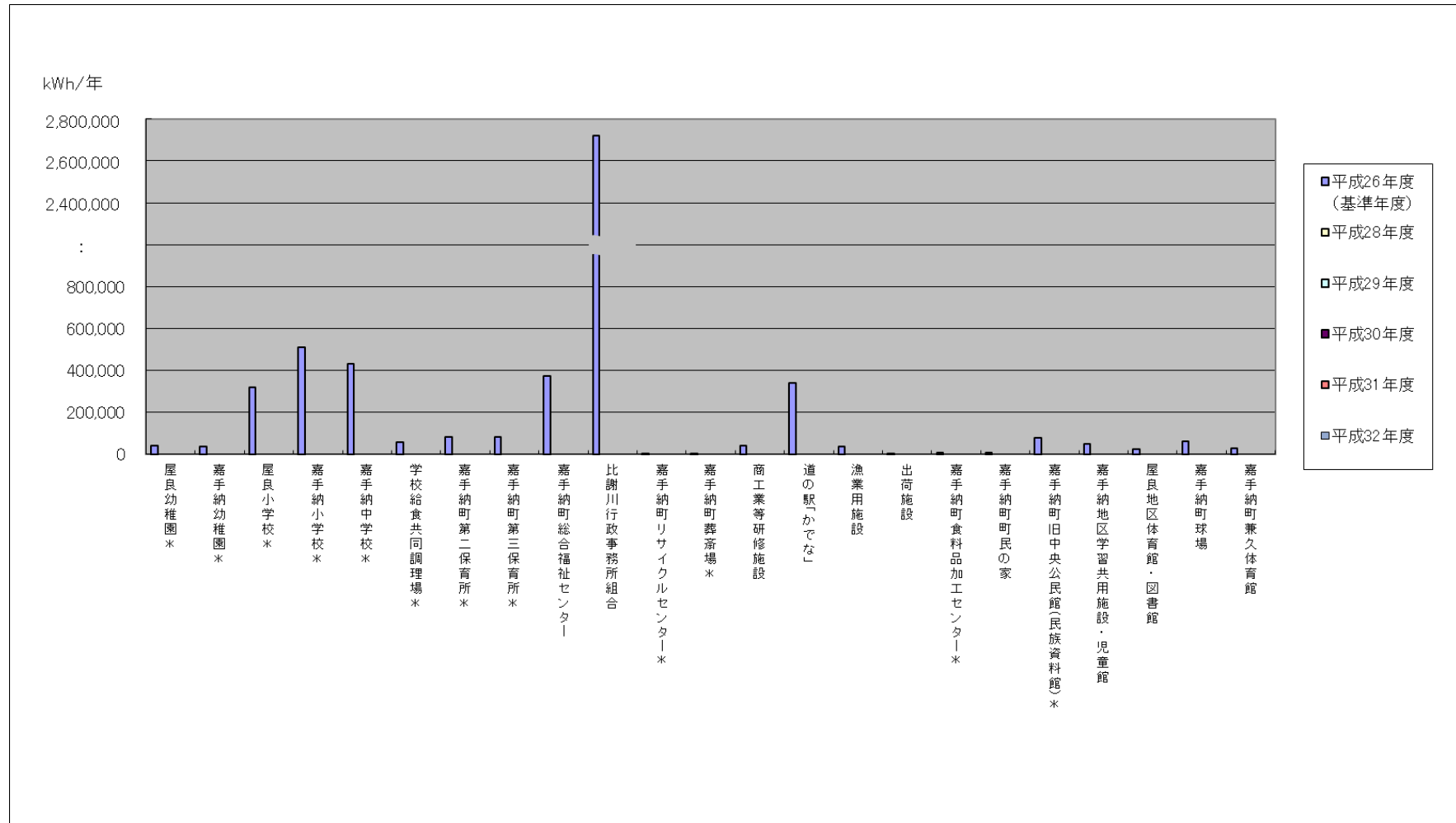


図 1-3 施設別電気使用量と経年変化(2/2) (平成28年度～平成32年度)

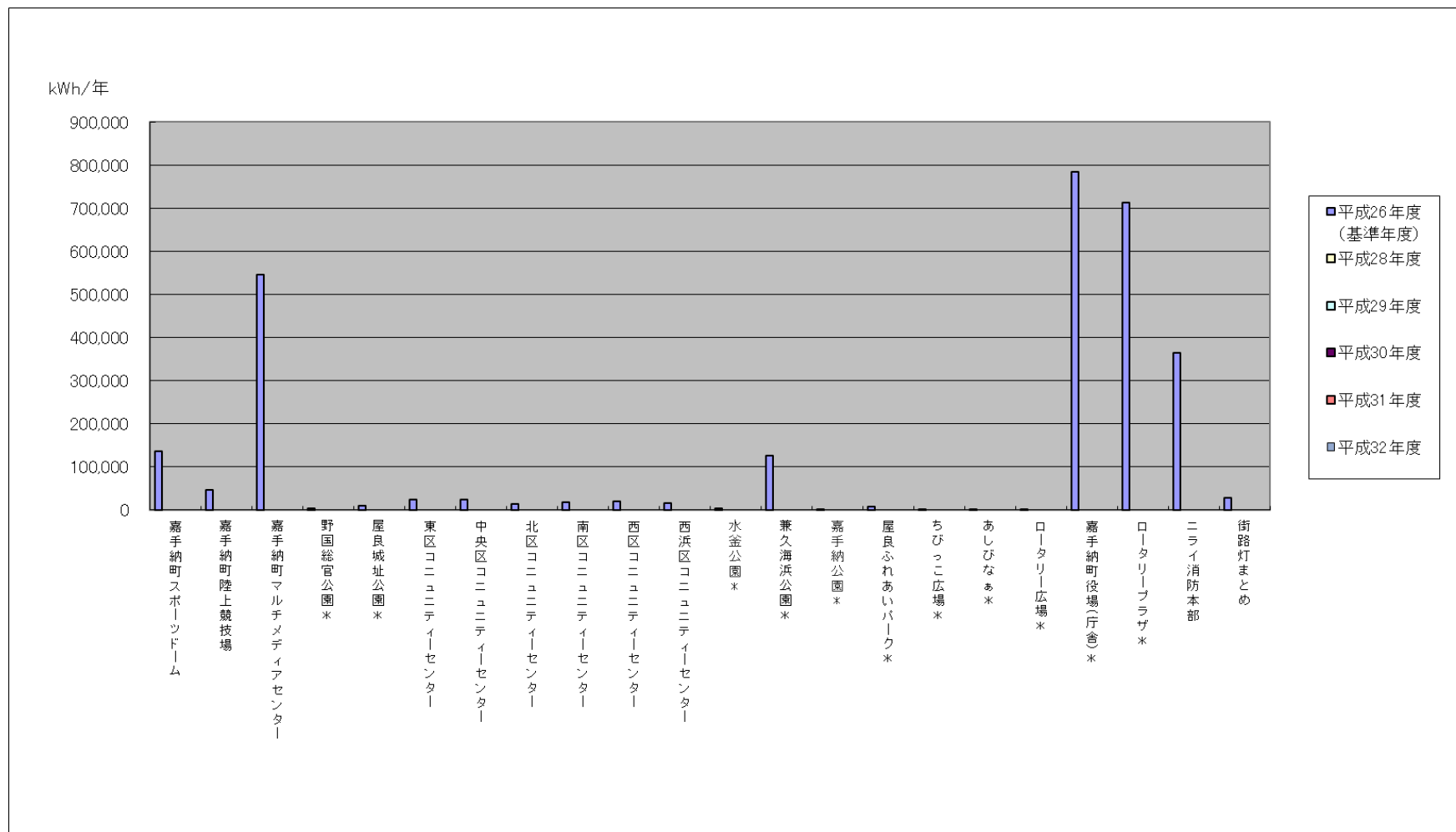


図1-4 施設別電気使用量と経年変化(140,000kWh/年以下)(平成28年度～平成32年度)

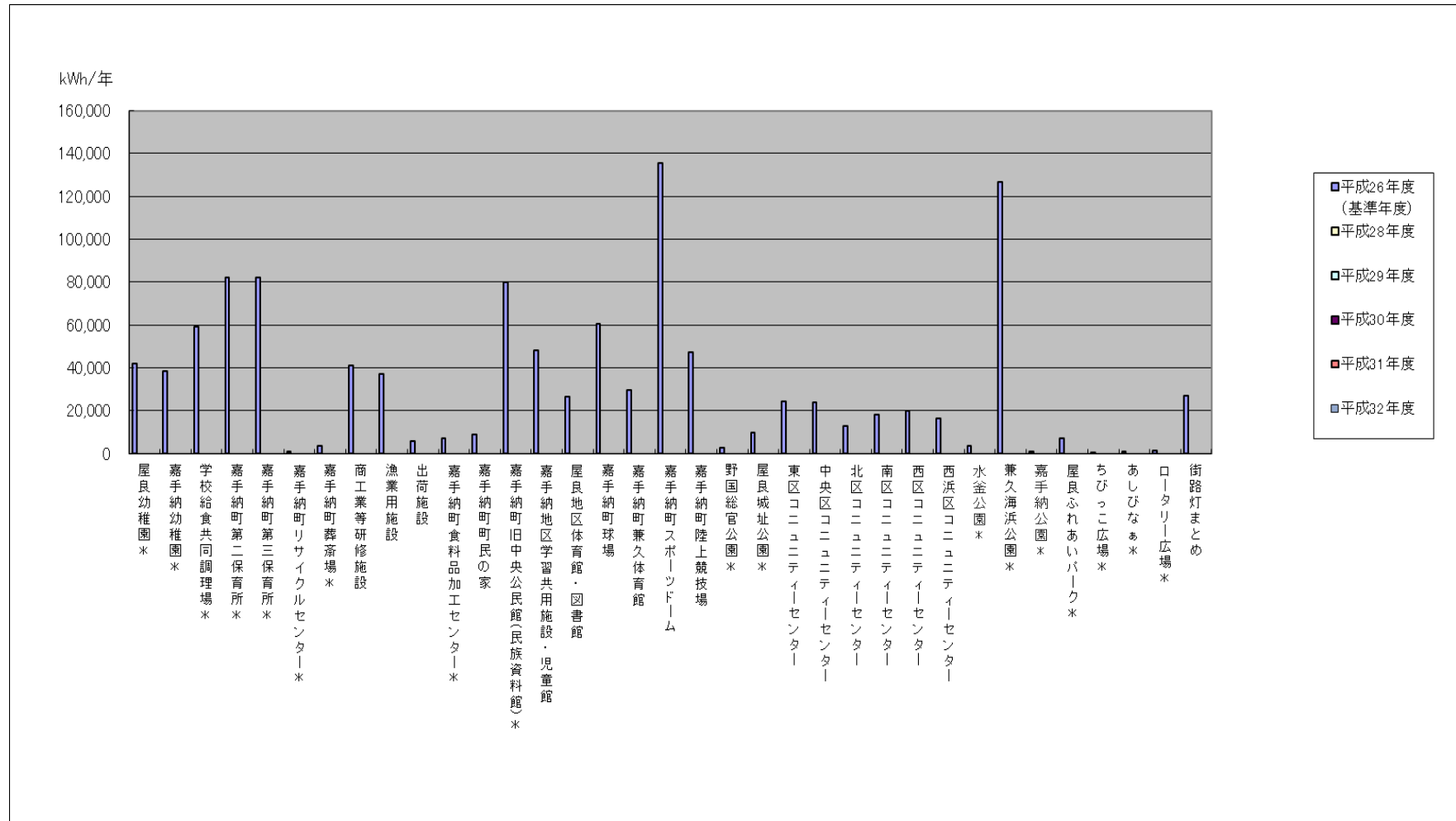


図1-5 算定対象施設別電気使用量と経年変化（平成28年度～平成32年度）

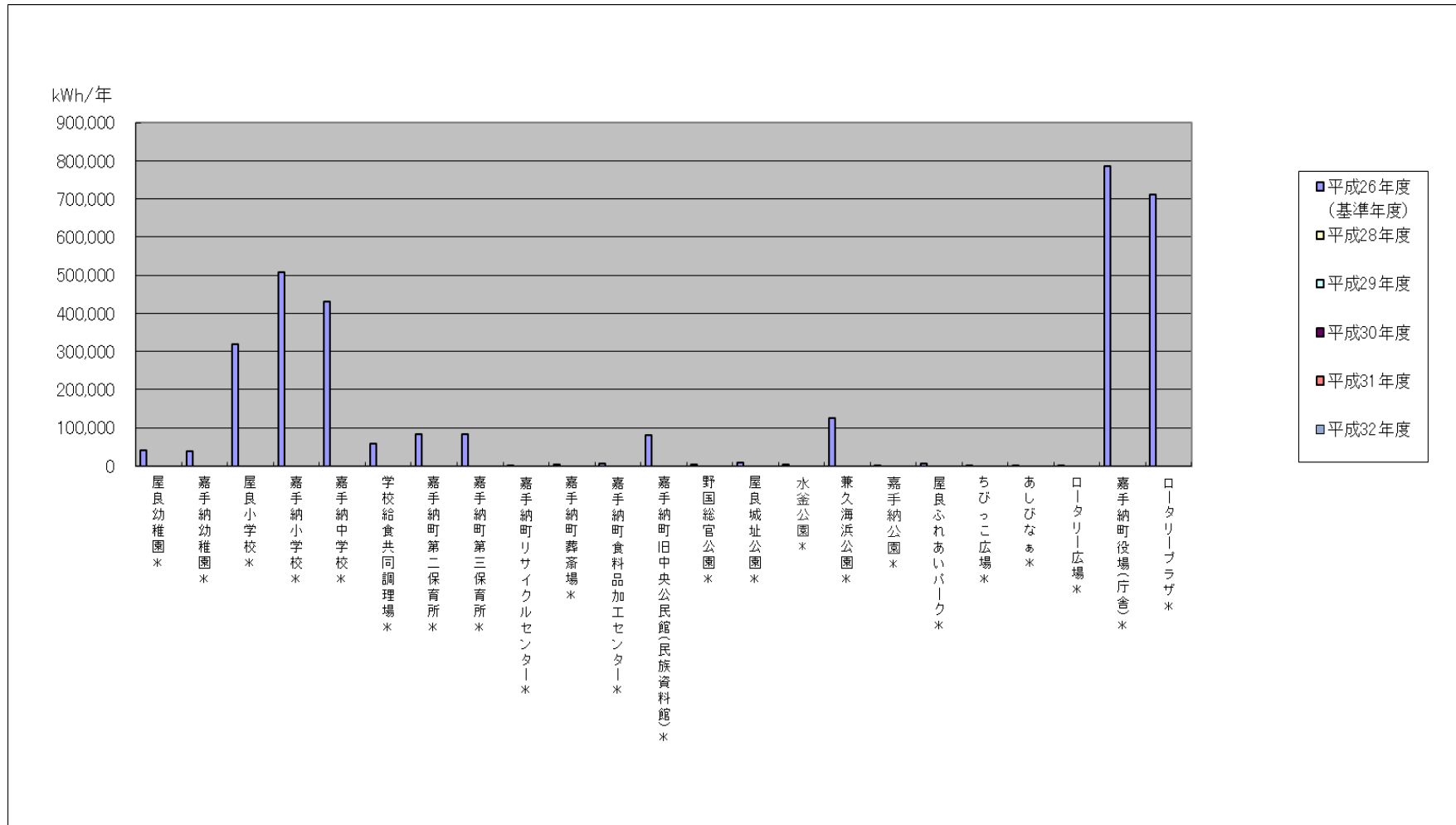


表 2-1 嘉手納町課別化石燃料使用量（平成28年度～平成32年度）

組織名	平成26年度(基準年度)					平成28年度					平成29年度					
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	
	L	L	L	L	m3	L	L	L	L	m3	L	L	L	L	m3	
総務部	総務課	0.0	0.0	0.0	0.0	30.9										
	企画財政課	700.6	0.0	0.0	0.0	0.0										
	基地渉外課	1,165.7	0.0	0.0	0.0	0.0										
	税務課	228.2	0.0	0.0	0.0	0.0										
福祉部	福祉課	923.0	0.0	0.0	0.0	0.0										
	町民保険課	1,750.7	0.0	0.0	0.0	0.0										
	子ども家庭課	755.1	0.0	4,747.0	0.0	739.7										
建設部	都市建設課	3,483.4	336.7	0.0	0.0	0.0										
	産業環境課	2,107.5	0.0	0.0	0.0	27.1										
	上下水道課	1,561.6	159.0	0.0	0.0	0.0										
教育委員会	教育総務課	1,144.8	2,660.4	0.0	0.0	0.0										
	教育指導課	1,116.0	342.7	0.0	0.0	67.6										
	社会教育課	817.5	70.0	0.0	0.0	52.4										
	学校給食共同調理場	201.9	901.3	0.0	41,667.0	896.0										
議会事務局	223.9	0.0	0.0	0.0	0.0											
合計	16,179.9	4,470.1	4,747.0	41,667.0	1,813.7											

組織名	平成30年度					平成31年度					平成32年度					
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	
	L	L	L	L	m3	L	L	L	L	m3	L	L	L	L	m3	
総務部	総務課															
	企画財政課															
	基地渉外課															
	税務課															
福祉部	福祉課															
	町民保険課															
	子ども家庭課															
建設部	都市建設課															
	産業環境課															
	上下水道課															
教育委員会	教育総務課															
	教育指導課															
	社会教育課															
	学校給食共同調理場															
議会事務局																
合計																

図 2-1 課別ガソリン使用量と経年変化（平成28年度～平成32年度）

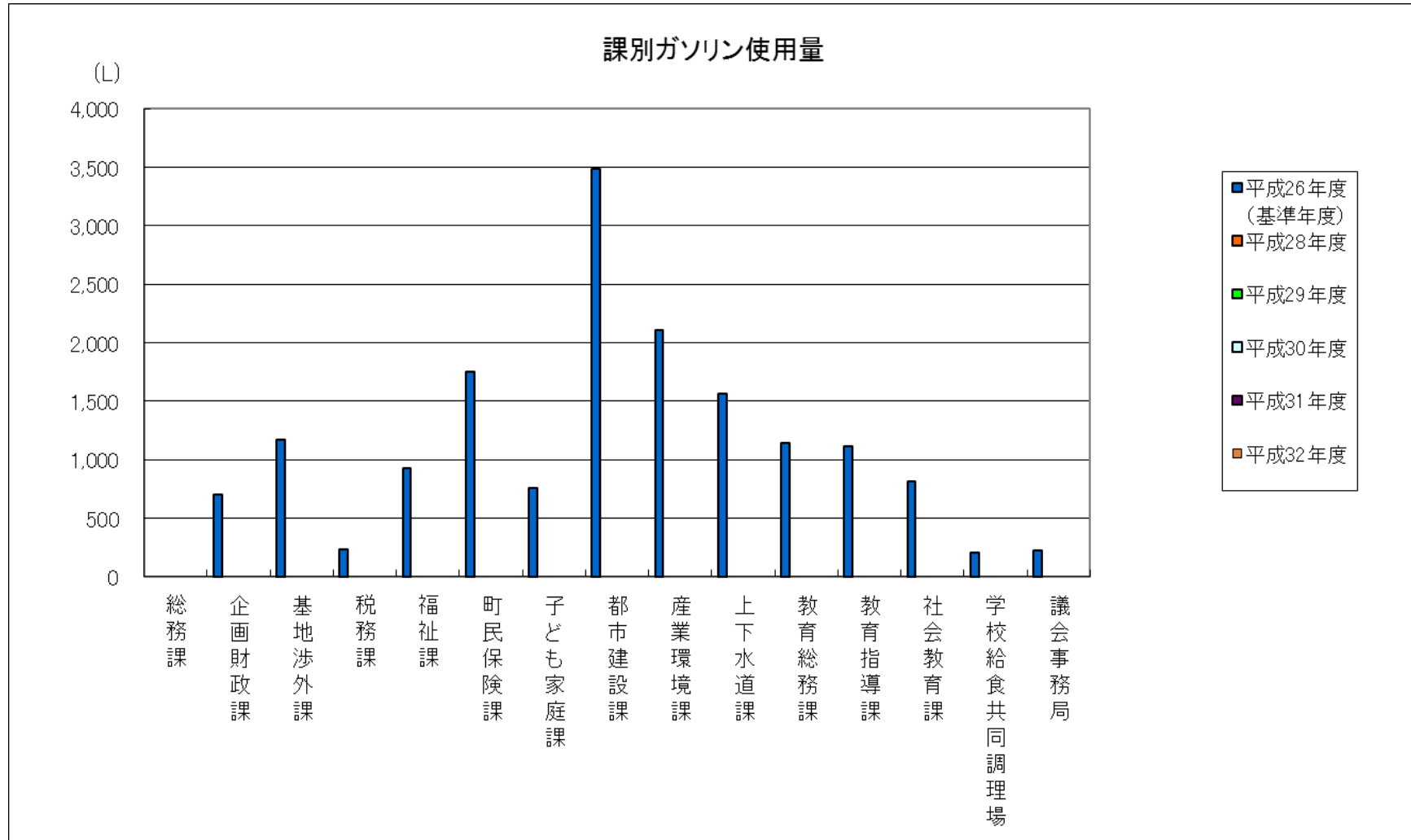


図 2 - 2 課別軽油使用量と経年変化（平成28年度～平成32年度）

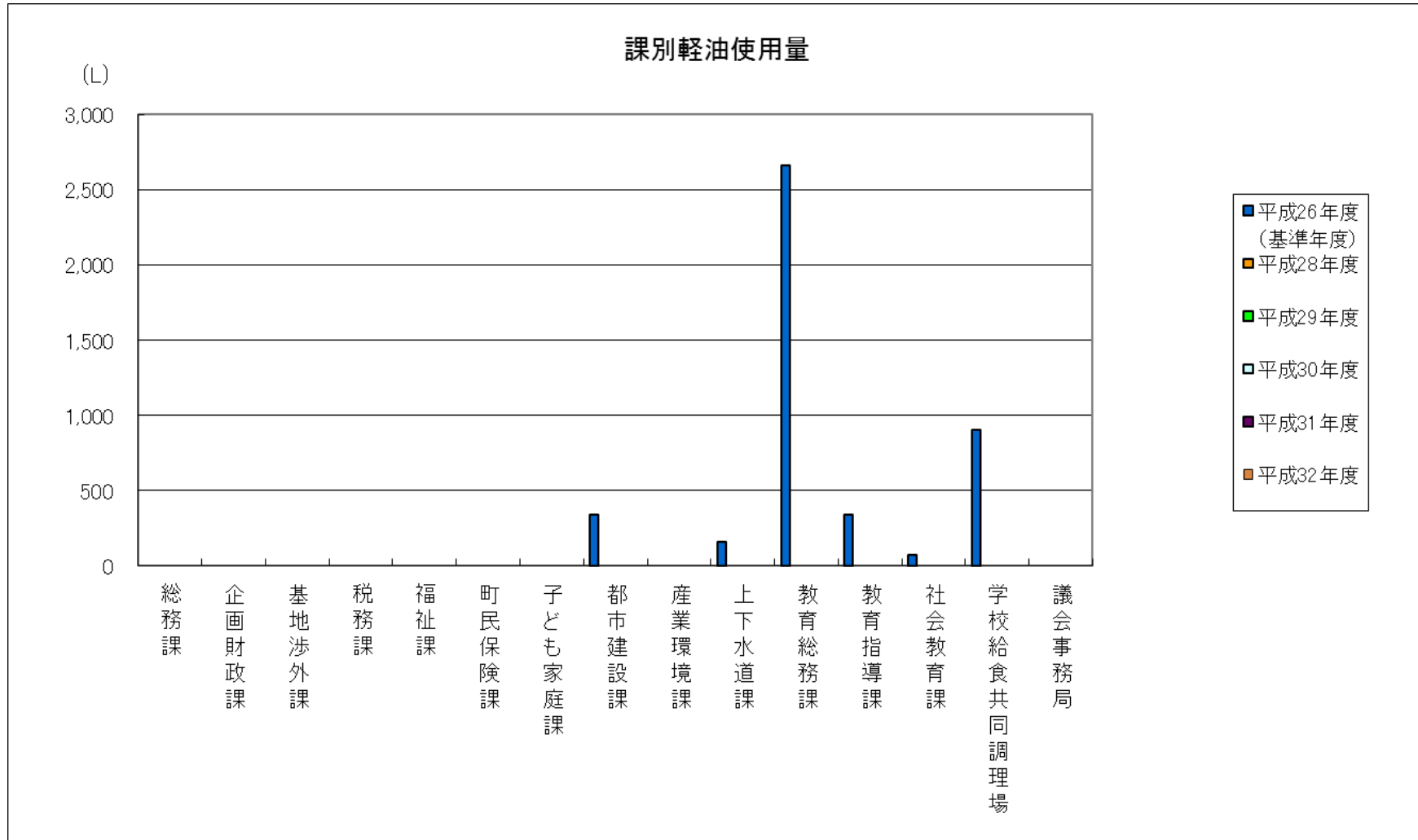


図 2 - 3 課別灯油使用量と経年変化（平成28年度～平成32年度）

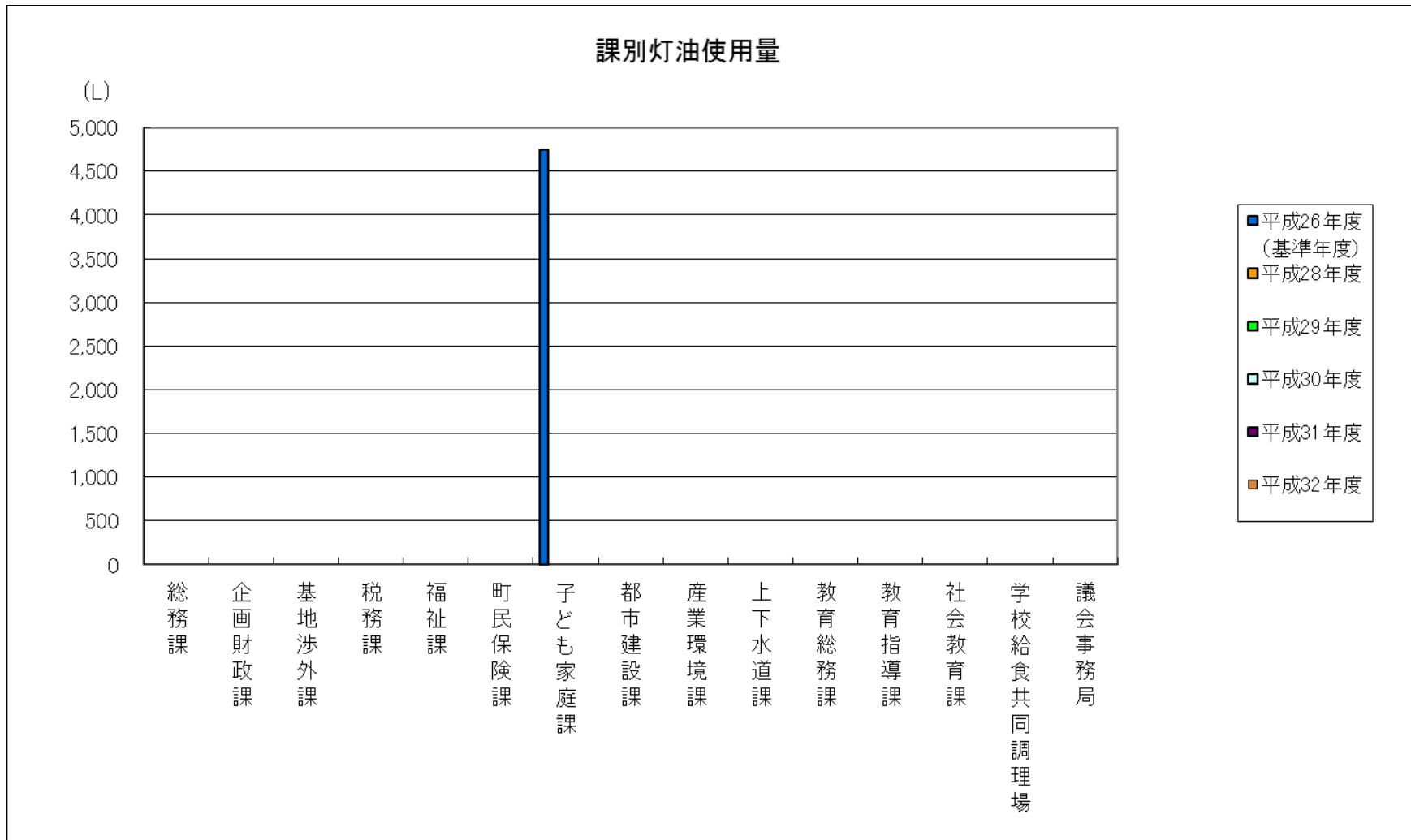


図 2 - 4 課別A重油使用量と経年変化（平成28年度～平成32年度）

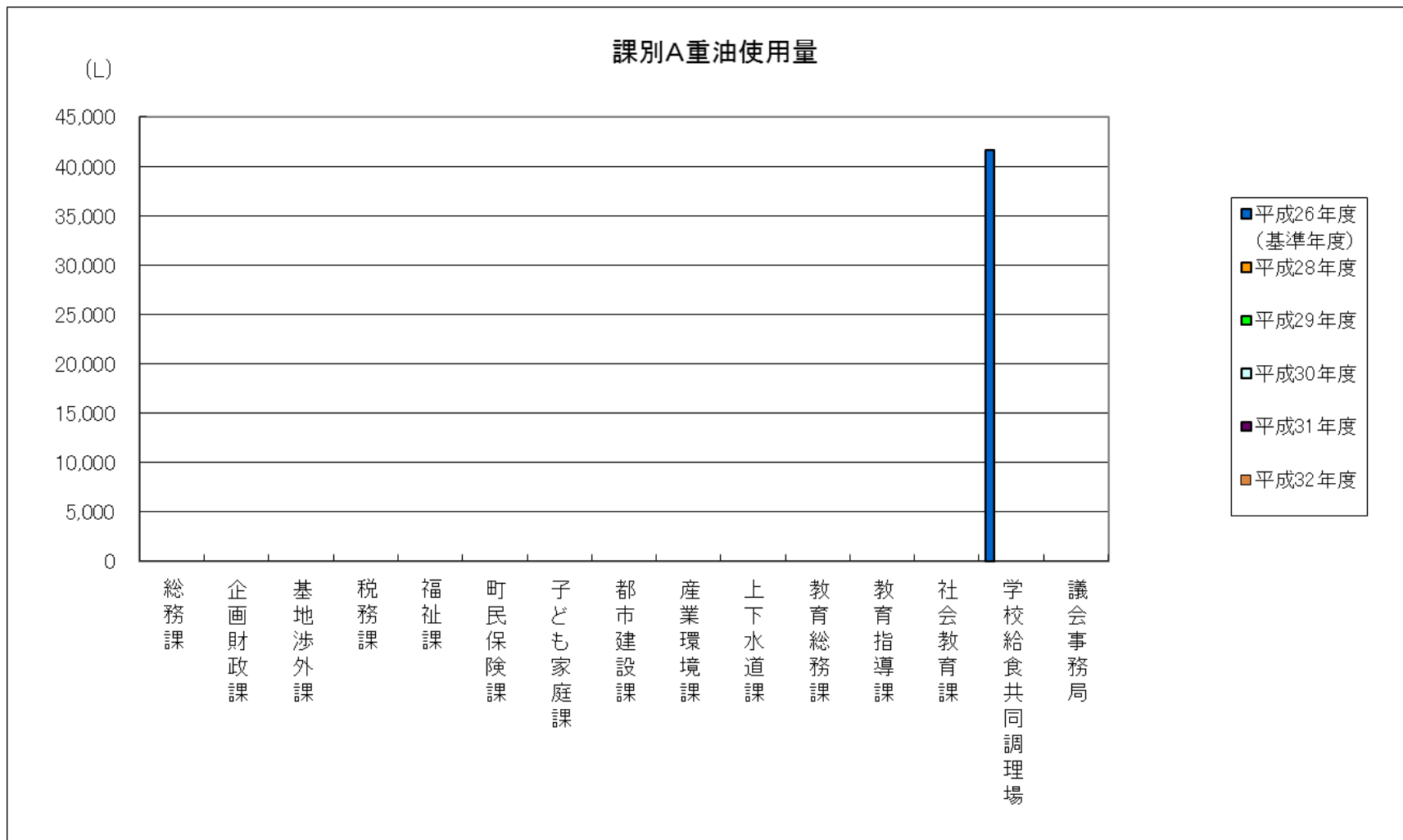


図 2 - 5 課別LPG使用量と経年変化（平成28年度～平成32年度）

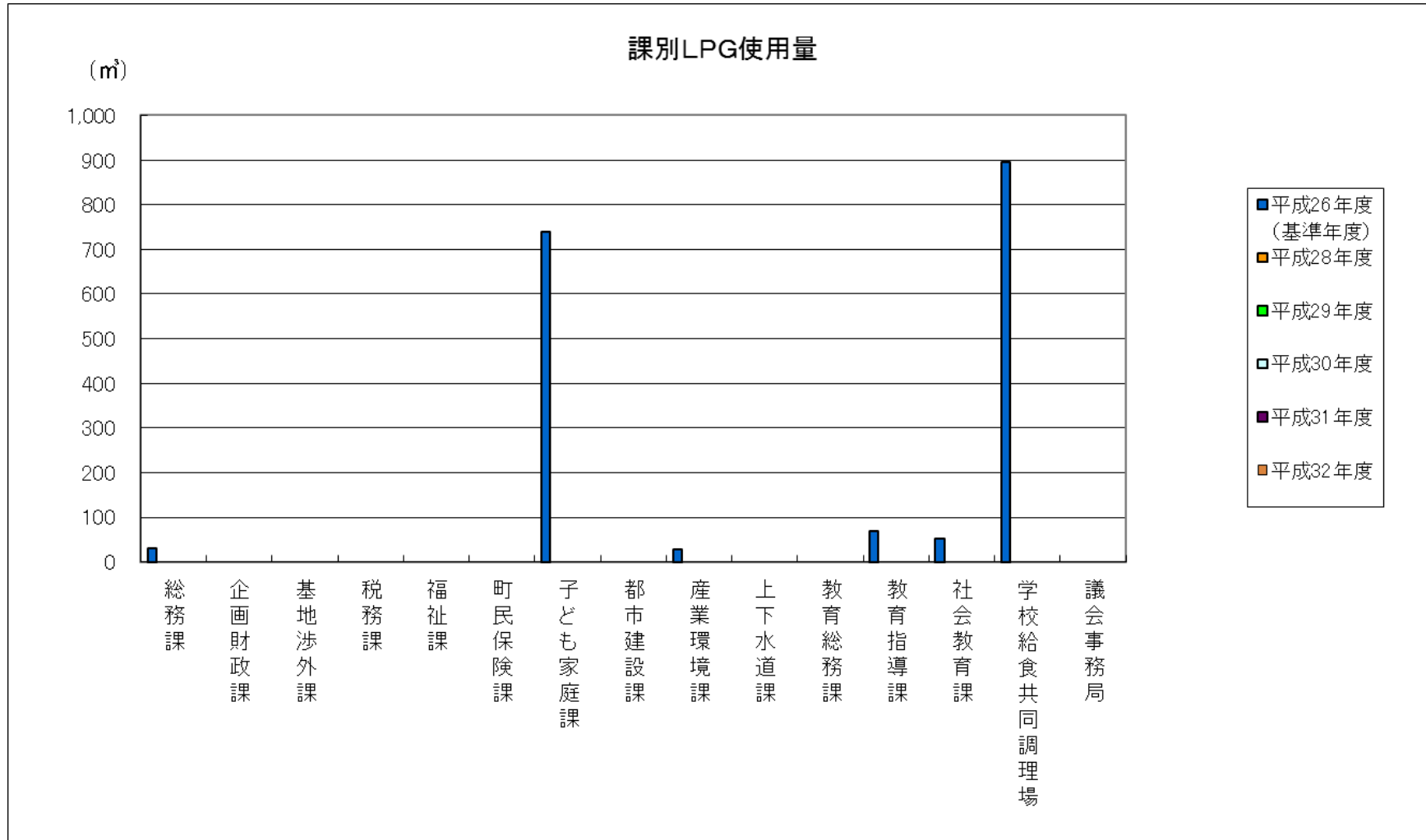


表3-1 嘉手納町対象組織及び施設の要因別の二酸化炭素排出量
(平成28年度～平成32年度)

項目	単位	平成26年度			平成28年度			平成29年度		
		使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	構成比 (%)	使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	構成比 (%)	使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	構成比 (%)
電気	kWh	3,303,305	2,834,236	93.9						
A重油	ℓ	41,667	112,918	3.7						
ガソリン	ℓ	16,180	37,537	1.2						
LPG	ℓ	1,814	11,862	0.4						
灯油	m ³	4,747	11,820	0.4						
軽油	ℓ	4,470	11,533	0.4						
二酸化炭素合計			3,019,905	100.0						

項目	単位	平成30年度			平成31年度			平成32年度		
		使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	構成比 (%)	使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	構成比 (%)	使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	構成比 (%)
電気	kWh									
A重油	ℓ									
ガソリン	ℓ									
LPG	ℓ									
灯油	m ³									
軽油	ℓ									
二酸化炭素合計										

排出係数:0.858kg-CO₂/kWh

LPGの比重:1 m³=2.18kg

基準年度:平成26年度

(注) 構成比は四捨五入のため、合計値が合わないことがある。

図3-1 嘉手納町対象組織及び施設の二酸化炭素排出量の要因別の排出状況
(平成28年度～平成32年度)

(注) 四捨五入のため、合計値が合わないことがある。

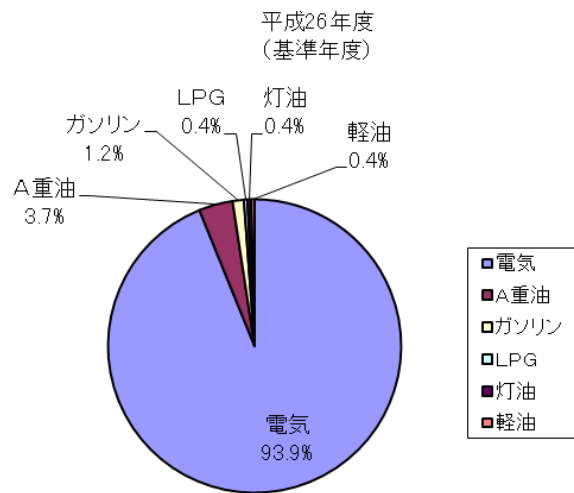
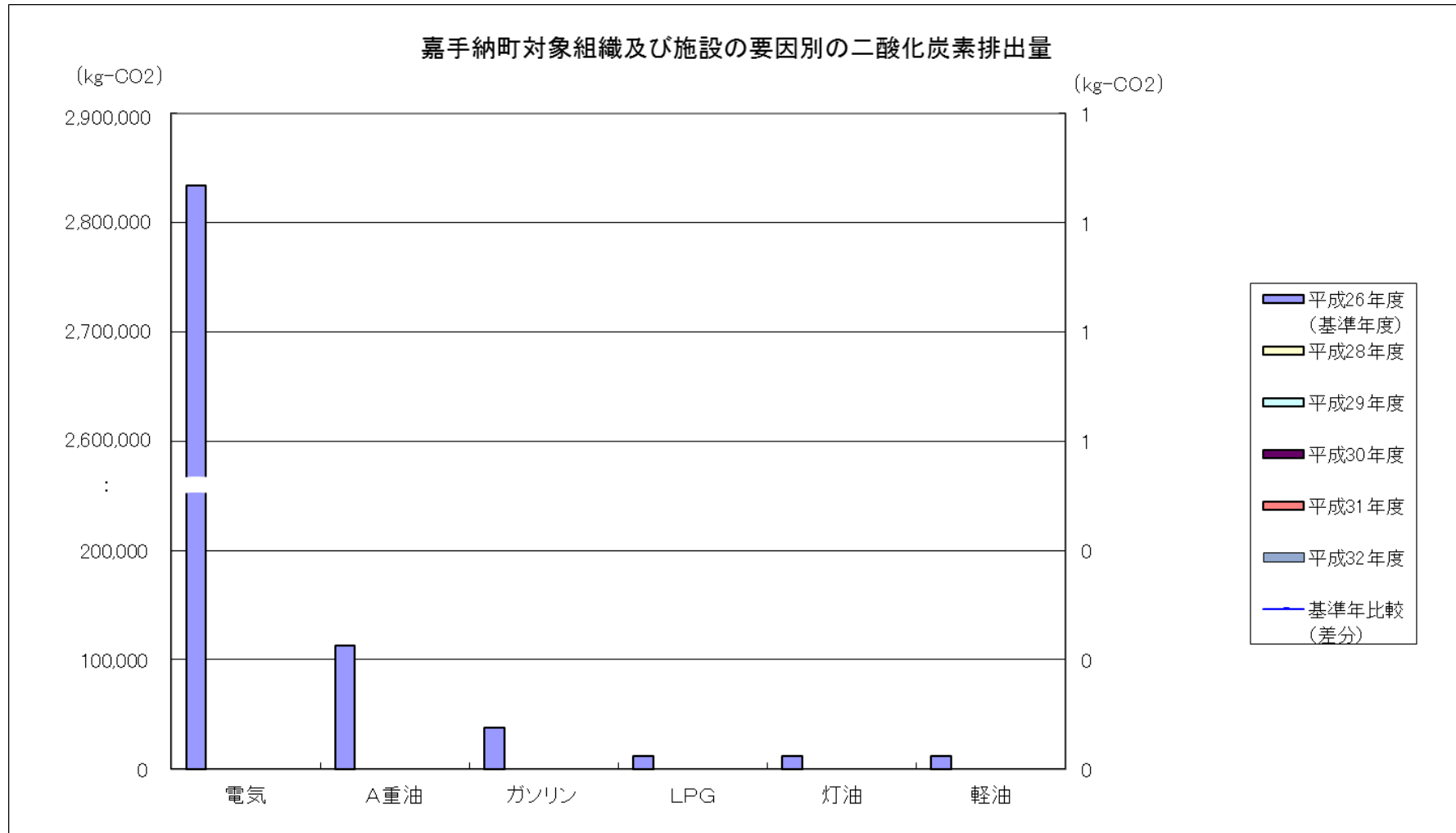


図3-2 嘉手納町対象組織及び施設の要因別の二酸化炭素排出量と経年変化
(平成28年度～平成32年度)



エコドライブ10のすすめ

① ふんわりアクセル『eスタート』

「やさしい発進を心がけましょう。」

普通の発進より少し緩やかに発進する（最初の5秒で時速20kmが目安）だけで10%程度燃費が改善します。やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。時間に余裕を持って、ゆったりした気分で運転しましょう。

② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。」

車間距離に余裕を持つことが大切です。車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で2%程度、郊外で6%程度燃費が悪化します。また、同じ速度であれば、高めのギアで走行する方が燃費がよくなります。交通の状況に応じ、できるだけ速度変化の少ない安全な運転をしましょう。

③ 減速時は早めにアクセルを離そう

「エンジンプレーキを積極的に使いましょう。」

エンジンプレーキを使うと、燃料の供給が停止される（燃料カット）ので、2%程度燃費が改善されます。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジンプレーキで減速しましょう。また減速したり、坂道を下るときにはエンジンプレーキを活用しましょう。

④ エアコンの使用は適切に

「車内を冷やしすぎないようにしましょう。」

気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行いましょう。特に夏場に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温25℃の時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。

⑤ ムダなアイドリングはやめよう

「無用なアイドリングをやめましょう。」

10分間のアイドリング（ニュートラルレンジ、エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を浪費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐停車の際にはアイドリングを止めましょう。

⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

「出かける前に走行ルート・道路交通情報をチェックしましょう。」

1時間のドライブで道に迷って10分余計に走行すると17%程度の燃費悪化に相当します。地図やカーナビ等を利用して、行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備をしましょう。また、道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃料と時間の節約になります。

⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備

「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。」

タイヤの空気圧が適正值より50kPa（0.5kg/cm²）不足した場合、市街地で2%程度、郊外で4%程度、それぞれ燃費が悪化します。また、安全運転のためにも定期的な点検は必要です。

⑧ 不要な荷物はおろそう

「不要な荷物は積まないようにしましょう。」

100kgの不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。車の燃費は荷物の重さに敏感です。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろしましょう。

⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう

「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。」

交通の妨げとなる場所での駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

⑩ 自分の燃費を把握しよう

「自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。」

日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果を実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

●○ 家庭でできる温暖化対策 ○●

私たちの生活を見直し、二酸化炭素の排出を減らすためにはどうすればいいのでしょうか。

下記の10の取組のうち、できるものから始めてみましょう。

① 冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する

カーテンを利用して太陽光の入射を調整したり、クールビズやウォームビズを取り入れることで、冷暖房機に頼らないで過ごせる。冷暖房を始める時期も少し待ってみる。



② 週2日往復8kmの車の運転をやめる

通勤や買い物の際にバスや鉄道、自転車を利用しましょう。歩いたり自転車を使う方が健康にもいいですよ。



③ 1日5分のアイドリングストップを行う

駐車や長時間停車する時は、車のエンジンを切りましょう。大気汚染物質の排出削減にも寄与します。



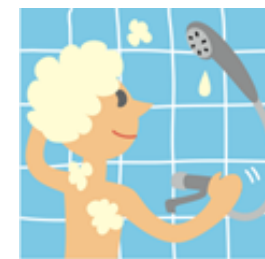
④ 待機電力を50%削減する

主電源を切りましょう。長時間使わない時は、コンセントを抜きましょう。また、家電製品の買い替えの際には待機電力の少ないモノを選ぶようにしましょう。



⑤ シャワーを1日1分家族全員が減らす

身体を洗っている間は、お湯を流しっぱなしにしないようにしましょう。



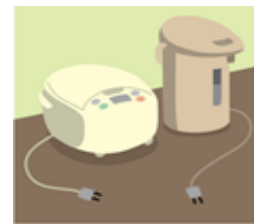
⑥ 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす

洗濯や庭の水やりの他、トイレの水に使っている人もいます。
残り湯利用のために市販されているポンプを使うと便利です。



⑦ ジャーの保温を止める

ポットやジャーの保温は利用時間が長いため、多くの電気を消費します。ごはんは電子レンジで温め直すほうが電力の消費は少なくなります。



⑧ 家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす

家族が別々の部屋で過ごす、暖房も照明も余計に消費します。



⑨ 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ

トレーやラップは家に帰れば、すぐゴミになってしまいます。
買い物袋を持ち歩けばレジ袋を減らせます。



⑩ テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす

見たい番組だけを選んでみる習慣をつけましょう。



出典) 環境省「身近な地球温暖化対策 家庭でできる10の取り組み」

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) 一部加工

Fun to Share

みんなでシェアして、低炭素社会へ。

Fun to Share ってなに？

「Fun to Share」 それは、最新の知恵をみんなで楽しくシェアしながら、低炭素社会をつくっていきましょう！という合い言葉。

今、低炭素社会を実現するための技術や取組が、さまざまな地域・団体・企業の中で生まれてきています。

一部の人にしか知られていないそれらの知恵を、みんなでシェアして、みんなが使えるようにできたら、きっと楽しい。

目標に向けてガマンしながら必死に頑張るのではなく、毎日を楽しく暮らしながら、低炭素社会をつくろうという発想です。

どのような経緯で始まったキャンペーンなの？

京都議定書算定期間を終え、あらたな枠組みの中、2013年、温室効果ガス削減目標を日本政府として掲げることとなりました。

新しい目標の下、国民が一丸となって低炭素社会の実現を目指すことが必要と考え、その呼びかけのため新しい取組をスタートしました。

チーム・マイナス6%

チャレンジ25キャンペーンについて

「チーム・マイナス6%」は、2012年12月31日をもって、活動・ロゴマークの使用を終了いたしました。現在、「Fun to Share」として、豊かな低炭素社会づくりに繋がる情報・技術・知恵を共有し、実践、拡げていくことを目的とするキャンペーンを行っています。

「チャレンジ25キャンペーン」は、京都議定書算定期間を終え、あらたな枠組みの中、日本政府は2013年、温室効果ガス削減目標を掲げました。新しい目標の下、国民が一丸となって低炭素社会の実現を目指すことが必要と考え「チャレンジ25キャンペーン」は終了し、「Fun to Share」が2014年3月26日にスタートいたしました。

出典) 環境省「Fun to Share」ウェブサイト(<https://funtoshare.env.go.jp/about/>) 一部加工

環境関連用語集

ア行	アイドリング・ストップ	自動車の停車時にエンジンを停止すること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。
	IPCC	「気候変動に関する政府間パネル」参照。
	アジェンダ21	1992年ブラジルで開催された地球サミットで採択された持続可能な開発のための具体的な行動計画。大気、森林、砂漠、生物多様性、海洋等の分野ごとのプログラムのほか、実施のための資金協力などの制度のあり方を138項目にわたり規定している。
	インバーター照明	蛍光ランプを電子安定器で高周波点灯する器具。従来型の磁気回路式安定器を用いるものと比べると、約13～15%の省エネルギー効果がある。また、業務用として高周波点灯専用型の蛍光ランプ(Hfランプ)を用いるHfインバータ照明もあり、従来型と比べて約23%の省エネルギー効果があるといわれている。
	一酸化二窒素	常温常圧では無色の気体。麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、一酸化二窒素は100位である。
	エコドライブ	アイドリング・ストップやタイヤの空気圧点検、空ぶかしを控えるなど、環境に配慮した運転のこと。
	ESCO事業	Energy Service Companyの略称で、工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。また、ESCOの経費はその顧客の省エネルギーメリットの一部から受取ることも特徴となっている。
	エネルギー原単位	エネルギー効率を表す値。たとえば、製品一単位を生産するのに必要なエネルギーの量など。

ア行	エネルギー転換部門	二酸化炭素の排出統計に用いられる部門の一つ。石炭や石油などの一次エネルギーを電力などの二次エネルギーに転換する部門。発電所などがここに含まれる
	LPG (Liquefied Petroleum Gas)	液化石油ガス。プロパン、ブタン等
	オゾン層	オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。
	温室効果	地球をとりまく大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのこと。二酸化炭素などの大気中の気体(温室効果ガス)が温室効果をもたらす。
	温室効果ガス	温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)類、パーフルオロカーボン(PFC)類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が削減対象の温室効果ガスと規定されている。
カ行	化石燃料	石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素を発生し、地球温暖化の主要な原因物質。
	カーボンオフセット	日常生活による二酸化炭素の排出を相殺するために植林や自然エネルギーを利用しようという考え方。
	家庭部門	二酸化炭素排出統計に用いられる部門の一つ。民生部門のうち業務部門以外の部門。
	環境家計簿	家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としている。
	環境税	一般的には温暖化対策として温室効果ガスの排出量に応じて課税するといわゆる炭素税のことを指す。

カ行	環境ラベリング制度	環境保全に役立つマークをつけて国民に推奨する制度のこと（エコマーク、グリーンマーク等）
	気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change: IPCC)	1988年に開始された、UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）が共催し、各国政府の任命する科学者が参加する会合。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。1990年に第1次評価報告書、1995年に第2次、2001年に第3次、2007年に第4次、2013年に第5次評価報告書を作成した。
	気候変動枠組条約締約国会議（COP）	COPはConference of Partiesの略。1995年3月～4月にベルリンで第1回締約国会議（COP1）を開催。1997年12月に京都で開催されたCOP3では、2000年以降の地球温暖化対策のあり方を規程する議定書が採択された。毎年開催される締約国会議は、人類の未来を左右する会議として世界的に注目されている。
	基準年	温室効果ガスの削減に関し、基準となる年。
	キャップ・アンド・トレード方式	排出量取引において、排出枠が設定されている主体間で、排出枠の一部の移転（または獲得）を認める制度のこと。
	吸収源	大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。京都議定書では、先進締約国が温室効果ガス削減目標を達成する手段として、新規植林、再植林、土地利用変化などの活動を考慮することが規定されている。
	共同実施	先進締約国同士が、自国の数値目標達成のために共同して温室効果ガス排出削減や吸収の事業を実施し、排出削減単位をクレジットとして獲得する仕組み。
	京都メカニズム	京都議定書に規定される排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムの3つの柔軟性措置のこと。

カ行	京都議定書 京都議定書改正案	1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進各国は2008年～12年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）を約束した。 2012年12月にカタールのドーハで京都議定書の改正案が採択された ¹⁾ 。2013年から2020年までの8年間で第二約束期間とすることなどが盛り込まれた。
	クリーン開発メカニズム	先進国が途上国において共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施し、そこで得られた吸収分あるいは削減分を先進国がクレジットとして獲得し、自国の温室効果ガス削減量に充当できる仕組み。京都議定書に規定される柔軟性措置の一つ。
	グリーン購入	企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。
	グリーン電力	太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーから得られる電力のこと。
	コージェネレーション	発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式。コージェネレーションにより、熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながる。
	工業プロセス	温室効果ガス排出統計に表れる部門の一つ。セメントの焼成キルンなどで石灰石を加熱することにより二酸化炭素を排出する生産工程のこと。
	交通需要管理 (Transportation Demand Management: TDM)	自動車交通の時間、経路、手段の変更、自動車の効率的な使用によって、交通量・交通流の平準化、分散化、軽減化を図ることで、交通渋滞の緩和を促す取組。

サ行	サマータイム	昼間の長い季節、たとえば4月から10月に時計の時刻を早め、夕方の明るい時間帯を有効に活用する制度。電力消費の減少などにより、二酸化炭素の排出削減効果が期待される。
	三ふっ化窒素 (NF3)	液晶ディスプレイやシリコンベースの太陽電池フィルム用のプラズマCVD処理室の洗浄に使われる。使用量が少ないため、SF ₆ やパーフルオロカーボンと比較して地球の大気に対する環境に与える影響は小さいと言われてきた。
	持続可能な開発	将来世代に多大な資源的制約や環境上の負荷をもたらさないような人類の活動のこと。「環境と開発に関する世界委員会」が1987年に発表した報告書「我ら共有の未来」の中で提唱した概念。1992年の地球サミットにおいて、これを表現するための世界行動指針として「アジェンダ21」が採択された。
	新エネルギー	太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーのほか廃棄物利用などによるリサイクルエネルギー、燃料電池やクリーンエネルギー自動車などの従来型エネルギーの新利用形態などからなるエネルギーの新しい概念。新エネルギーは、通商産業省により、「石油危機によって問題となった石油への高度な依存を減らすため従来型以外のエネルギーを利用する」という思想から定義づけられた。
	生物多様性	種のレベル、団体レベルおよび遺伝子のレベルで広がりのあるさまざまな生物が共存している状態をいう。地球温暖化により生物多様性の破壊が進むと危惧されている。
	税制のグリーン化	環境に付加を与える製品や行為の税金を重くし、環境浄化につながる製品や行為の税金を軽くする措置。
タ行	待機電力	家電機器などを使用していない状態で消費される電力。地球温暖化防止の対策の一つとして待機電力の節減が注目されている。
	太陽電池	半導体素子により太陽光エネルギーを電気に変換する装置。太陽光発電。

タ行	炭素換算	二酸化炭素 (CO ₂) の量を炭素 (C) 相当分で算出する方法。炭素換算値は CO ₂ の量に 0.273 を掛けて得られる。逆に炭素換算の値に 3.67 を掛けると CO ₂ の量が得られる。
	炭素税	代表的な環境税の一つで、二酸化炭素排出につながる経済活動に課す税のこと。石油などの化石燃料に含有される炭素の量に応じて課税するのが一般的で、欧州ではスウェーデンなどですでに実施されている。
	地球温暖化係数 (Global Warming Potential:GWP)	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの各種の温室効果ガス毎に定められる、温室効果の程度を示す値。温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。100 年間の GWP で比較して、メタンは二酸化炭素の約 20 倍、一酸化二窒素は約 310 倍、フロン類は数百～数千倍となる。
	窒素酸化物	ディーゼルエンジンなどオイル燃焼に際し排出される大気汚染物質。一酸化二窒素以外の窒素酸化物は温室効果をもたないが、逆に、上空でエアロゾルを形成し、温室効果を減少させる働きがある。
	チャレンジ 25 キャンペーン	これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス 6%」から、より CO ₂ 削減に向けた運動へと生まれ変わり展開するものであり、オフィスや家庭などにおいて実践できる CO ₂ 削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民に呼びかける運動。2014年3月26日をもってキャンペーンは終了し、新たな取組として「Fun to Share」がスタートした。
	低公害車	大気汚染物質の排出が少ない自動車。天然ガス車、電気自動車、メタノール車のほか、燃料電池搭載車など。
	トップランナー方式	積極的な省エネルギーを促すために政府が始めた政策の一つで、電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルを設定すること。

ナ行	燃料電池	反応をコントロールしながら水素と酸素などから電気を取り出すシステム。近い将来電気自動車への搭載が期待されている。
	燃料転換	二酸化炭素の排出を削減するため、使用する燃料の種類を換えること。通常は、石炭や石油から天然ガスや再生可能エネルギーに換えることを指す。
ハ行	バイオマス	エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	オゾン層を破壊しないことから、CFCs や HCFCs の規制に対応した代替物質として 1991 年頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。HFCs は自然界には存在しない温室効果ガスで、100 年間の GWP は、二酸化炭素の数百～11,700 倍と大きい。1997 年に採択された京都議定書には削減対象の温室効果ガスの一つに加えられた。
	パーク・アンド・ライド	都市部への自動車乗り入れを規制する手段の一つ。都市近郊に大型駐車場を設置し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するシステム。イギリスなど欧州で広く実施されている。
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	1980 年代から、半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的温室効果ガス。HFCs ほどの使用量には達しないものの、CFCs の規制とともに、最近、使用料が急増している。100 年間の GWP は、二酸化炭素の 6,500～9,200 倍。京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つとされた。
	排出量取引	京都議定書に定められた各国の排出削減目標を達成するため、先進国間で排出量を売買する制度。国内の温室効果ガス削減努力に対し、補完的手段として認められた柔軟性措置の一つ。

ハ行	ハイブリッド自動車	複数の動力源（ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン、電気（モーター）、油圧等）を組み合わせることで低公害化や省エネルギー化を図った自動車のこと。現在、ガソリンエンジンとモーターを用いたものが実用化され、市販されている。
マ行	メタン	京都議定書の対象ガスの一つ。有機性の廃棄物の最終処分場、家畜のフン尿、水田、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する。
	未利用エネルギー	海水、河川水、下水等の温度差エネルギー（夏は大気より冷たく、冬は大気より暖かい水）、発電所排熱、変電所排熱、都市排熱（清掃工場、地下鉄等の排熱）等のこと。
	モーダルシフト	旅客や貨物のトラック輸送を貨車や船舶に切り替えることにより、二酸化炭素の排出削減を図る方式のこと。
ヤ行	約束期間 （第二約束期間）	温室効果ガスの削減目標を達成しなければいけない定められた期間。京都議定書では最初の約束期間を2008年から2012年の5年間としている。 2012年12月にカタールのドーハで京都議定書の改正案が採択され、2013年から2020年までの8年間の第二約束期間とした。
ラ行	ライフサイクルアセスメント（LCA）	物品の生産から廃棄までの環境負荷量などを調査、分析して評価する手法。各種の製品やサービスについて、二酸化炭素排出量のLCAが行われれば、事業者や消費者が地球温暖化防止に取り組むのに有用であるが、現時点では、LCAは研究途上にある。
	ライトダウン	ライトアップ施設や各家庭の電気を一斉に消すこと。温暖化防止の取組を国民に広げていくために、環境省によって展開された「環のくらしCO2削減／ライトダウンキャンペーン」で実施され、2003年から夏至の日を中心に夜景スポットや家庭の電気を消してもらえよう呼びかける。

ラ行	六ふっ化硫黄 (SF6)	1960年代から電気および電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。使用料はそれほど多くないが、近年新たな用途開発の進展に伴い需要量が増加している。100年間のGWPは、二酸化炭素の23,900倍。HFCs、PFCsと共に、京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つに指定された。
----	--------------	--

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ「用語集」

国立環境研究所ECIネット「環境用語集」

